

令和7年度

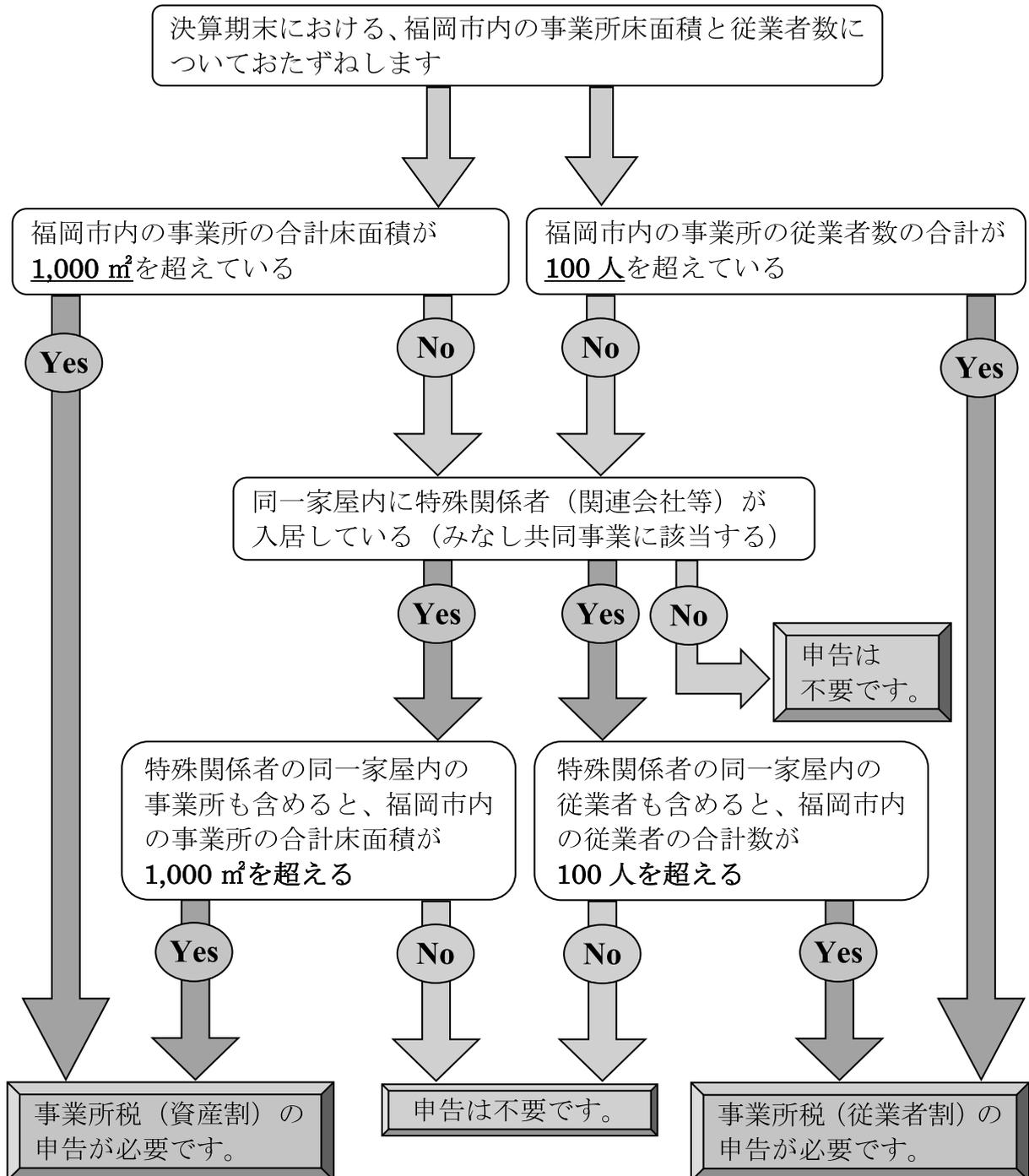
# 事業所税申告のしおり



福岡市

# 全体概要図

- 福岡市内の事業所等で事業を営む法人・個人の方で、下図の条件に該当する場合、当該年度の事業所税の課税対象となります。



※課税対象については、P3 第二部 1、2 をご参照ください。

※免税点については P12 第二部 5 を、非課税については P17 第二部 6 及び P41 第四部 1 をご参照ください。

※みなし共同事業については、P31 第三部をご参照ください。

# はじめに

福岡市の税務行政につきましては、日頃から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てるために、昭和 50 年に創設された目的税で、指定都市等が提供する行政サービスとそこに所在する事業所等において行う企業活動との間に受益関係があることに着目して、その活動の規模に応じて課税するしくみになっています。

また、事業所税は申告納付の制度をとっていますので、納税義務者となられる方は、自らその事業所等の内容を申告し、併せて税額を納付していただくこととなりますのでよろしくお願いたします。

この「事業所税申告のしおり」は、事業所税の課税のしくみと申告の方法について、そのあらましを説明したものです。申告等の参考にしていただければ幸いです。

また、事業所税のより詳しい内容やご不明な点については、下記までお問い合わせください。

令和 7 年 4 月

## —問い合わせ先—

福岡市財政局 税務部 法人税務課 事業所税係

〒812-8512

福岡市博多区博多駅前二丁目 8 番 1 号（博多区役所 9 階）

電 話 （092）292-2486（直通）

F A X （092）292-4173

E-mail [jigyosyozei@city.fukuoka.lg.jp](mailto:jigyosyozei@city.fukuoka.lg.jp)

# 事業所税の税制改正について

## 1. 令和6年度税制改正

課税標準の特例措置の適用期限が延長されました。

「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設のうち農産加工品の生産の用に供する施設で一定のもの（当該事業が法人の事業である場合には令和8年3月31日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には令和7年分まで）

## 2. 令和5年度税制改正

課税標準の特例措置の適用期限が延長されました。

ア 「特定農産加工業経営改善臨時措置法」の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設のうち農産加工品の生産の用に供する施設で一定のもの（当該事業が法人の事業である場合には令和6年6月30日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には令和5年分まで）

イ 平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に政府から企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が行う認可外の事業所内保育施設

## 参照条文等凡例

法令名・参照条文等は、次のとおり略号をもって示します。

### 1 法令名

地方税法	・・・・・・・・・・・・・・・・	法
地方税法施行令	・・・・・・・・・・・・・・・・	令
地方税法施行規則	・・・・・・・・・・・・・・・・	省令
福岡市市税条例	・・・・・・・・・・・・・・・・	条例
福岡市市税条例施行規則	・・・・・・・・・・・・・・・・	規則

### 2 条文の表示

(1) 条、項、号は算用数字で示します。

(2) 項は算用数字を○、号は算用数字を□で囲んで示します。

〔例〕 地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 1 号・・・法 701 の 34③1  
福岡市市税条例第 93 条の 17 第 1 項・・・条例 93 の 17①

# 目 次

第一部 事業所税の概要.....	1
1. 事業所税のあらまし.....	1
2. 事業所税の課税団体（令和7年4月現在）.....	1
3. 事業所税の構成.....	2
第二部 事業所税の具体的な取扱い.....	3
1. 課税対象.....	3
2. 納税義務者.....	3
(1) 人格のない社団等.....	3
(2) 共同事業.....	3
(3) 共同事業とみなされる事業（みなし共同事業）.....	4
(4) 貸しビル等.....	4
(5) 実質課税.....	4
(6) 清算中の法人.....	4
3. 課税標準.....	4
(1) 資産割.....	4
(2) 従業者割.....	10
4. 税率.....	12
(1) 資産割.....	12
(2) 従業者割.....	12
5. 免税点.....	12
(1) 資産割.....	12
(2) 従業者割.....	13
(3) その他.....	17
6. 非課税.....	17
(1) 非課税の範囲.....	17
(2) 非課税の適用.....	17
7. 課税標準の特例.....	18
(1) 課税標準の特例の判定.....	18
(2) 課税標準の特例規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合.....	18
(3) 課税標準の特例規定のうち2以上の規定に重複して該当する場合.....	18
8. 減免.....	19
(1) 減免の範囲.....	19
(2) 減免の適用.....	19
9. 申告と納付.....	20
(1) 申告義務者.....	20
(2) 申告納付期限.....	20
(3) 申告先.....	20
(4) 決定・期限後の申告.....	21
(5) 修正申告・更正の請求.....	21
(6) 延滞金.....	21
(7) 加算金.....	22

10. 税額計算及び申告書記載例 .....	22
(1) 免税点の判定 .....	23
(2) 課税標準及び税額の計算 .....	23
(3) 申告納付期限 .....	23
(4) 事業所税の申告書（記載例） .....	24
11. 事業所等の新設又は廃止の申告 .....	26
(1) 申告義務者 .....	26
(2) 申告先 .....	26
(3) 申告事項 .....	26
(4) 事業所等の新設（廃止）申告書（記載例） .....	27
12. 事業所用家屋の貸付をしている方の申告 .....	28
(1) 申告義務者 .....	28
(2) 申告先 .....	28
(3) 申告事項 .....	28
(4) 貸付申告書の記載要領 .....	28
(5) 事業所用家屋の貸付申告書（記載例） .....	29
第三部 みなし共同事業 .....	31
1. みなし共同事業とは .....	31
2. 特殊関係者の範囲 .....	32
(1) 個人である特殊関係者 .....	32
(2) 法人である特殊関係者 .....	33
3. みなし共同事業における免税点の判定及び課税標準の算定 .....	36
(1) 免税点（令 56 の 21⑤、令 56 の 75②） .....	36
(2) 課税標準（令 56 の 51②） .....	36
4. 免税点の判定及び課税標準の算定の事例 .....	36
5. みなし共同事業に係る明細書の記載要領 .....	40
第四部 非課税、課税標準の特例及び減免対象施設一覧表 .....	41
1. 非課税対象施設一覧表（令和 7 年 4 月 1 日現在） .....	41
附表 1 特定防火対象物（法 701 条の 34④関連） .....	47
附表 2 消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設（法 701 条の 34④関連） .....	48
2. 課税標準の特例対象施設一覧表（令和 7 年 4 月 1 日現在） .....	49
3. 減免対象施設一覧表（令和 7 年 4 月 1 日現在） .....	54

# 第一部 事業所税の概要

## 1. 事業所税のあらまし

事業所税は、市内の事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）において法人又は個人が行う事業に対して課税されます。事業所等の床面積を対象とする「資産割」と、従業者給与総額を対象とする「従業者割」とに分かれています。

## 2. 事業所税の課税団体（令和7年4月現在）

	東京都及び 政令指定都市	首都圏整備法の既成市街地を有する 又は近畿圏整備法の既成都市区域を有する市	人口 30 万人以上の政令で指定する市
北海道・東北地方	札幌市、仙台市		旭川市、 秋田市、郡山市、いわき市
関東地方	東京都(特別区の区域)、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市	武蔵野市、三鷹市、川口市	宇都宮市、前橋市、高崎市、 川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市
中部地方	新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市		富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市
近畿地方	京都市、大阪市、堺市、神戸市	守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市	大津市、四日市市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、奈良市、和歌山市、明石市
中国・四国地方	岡山市、広島市		倉敷市、福山市、 高松市、松山市、高知市
九州・沖縄地方	北九州市、 <b>福岡市</b> 熊本市		久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、 鹿児島市、那覇市

※ 事業所税の課税団体は、上記のとおり、東京都(特別区)及び政令指定都市、首都圏整備法の既成市街地を有する又は近畿圏整備法の既成都市区域を有する市、人口 30 万人以上の政令で指定する市となります。(法 701 条の 31①1、令 56 条の 15)

※ 上記以外の市町村においては、事業所税は課税されません。

### 3. 事業所税の構成

区 分	資産割	従業者割
課税対象 (第二部1)	事業所等で行われる事業	
納税義務者 (第二部2)	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課税標準 (第二部3)	法人 事業年度の末日現在における事業所床面積 個人 その年の12月31日現在における事業所床面積 (その年に事業を廃止した場合は廃止の日現在における事業所床面積)	法人 事業年度中に支払われた従業者給与総額 個人 課税標準の算定期間に支払われた従業者給与総額 ※ 役員を含み、役員以外の年齢65歳以上の者及び障がい者を除く。
課税標準の算定期間	法人 事業年度 個人 課税期間(原則として1月1日から12月31日) ※ 年の途中で事業を廃止した場合は1月1日から廃止の日、年の途中で事業を開始した場合は開始の日から12月31日、年の途中で事業を開始及び廃止した場合は開始の日から廃止の日となります。	
税率 (第二部4)	事業所床面積1㎡につき600円	従業者給与総額の100分の0.25
免税点 (第二部5)	課税標準の算定期間の末日時点で市内に所在する事業所等の合計床面積が1,000㎡以下(非課税部分を除く。)	課税標準の算定期間の末日時点で市内に所在する事業所等の合計従業者数が100人以下(非課税に係る者を除く。)
	※ みなし共同事業に該当する場合は、特殊関係者の事業所床面積、従業者数を合算して免税点を判定します。(みなし共同事業については、P31~P40参照)	
非課税 (第二部6、第四部1)	人的非課税(国、公共法人等)及び用途(福利厚生施設、路外駐車場、消防・防災設備等)による非課税があります。	
課税標準の特例 (第二部7、第四部2)	人的特例(協同組合等)及び用途(廃棄物処理業、ホテル・旅館営業、上屋・倉庫等)による課税標準の特例で、1/4~3/4の控除があります。	
減免 (第二部8、第四部3)	福岡州市税条例に基づき、学術文化の振興等に特に寄与すると認められる場合、中小企業対策等の産業政策上特に配慮の必要があると認められる場合、対象施設について減免制度があります。	
申告・納付 (第二部9)	○事業所税は申告納付方式です。申告納付期限は下記のとおりです。 法人 事業年度終了の日から2ヶ月以内(申告書の提出期限延長の制度はありません。) 個人 翌年の3月15日まで(年の途中で事業を廃止した場合は廃止の日から1ヶ月以内)	

## 第二部 事業所税の具体的な取扱い

### 1. 課税対象

事業所税は、事業所等において行う事業<sup>\*1</sup>に課税されます。（法 701 の 32①）

この場合、事業所等とは、事務所又は事業所をいい、それが自己の所有するものだけでなく借りている場合でも事業の必要から設けられた人的、物的設備で継続して事業が行われる場所をいいます。

したがって、事務所、店舗、工場等のほか、これらに付随する倉庫、作業場、屋内駐車場<sup>\*2</sup>、物置なども事業所等に含まれます。

また、無人倉庫など人的設備を欠く施設で、それを管理する事務所が市外に所在する場合であっても事業所等に該当するものです。

※1 事業所等において行う事業とは・・・事業所用家屋又はその区画内において行う生産、管理、販売などの事業のほか、その区画外で行われるもの、たとえば外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属するものである限り、事業所等において行う事業に含まれます。

※2 駐車場（固定資産税における家屋に該当するもの）の取扱い（特定の者のために供されていない路外駐車場、青空パーキングは除く。）・・・事業を行う者が自己の事業所等内に有する駐車場施設のほか、月極貸し、年貸し等の駐車場で特定の者が専用使用するものについても、事業所用家屋の場合その使用者の事業所床面積として算定します。

⇒ なお、店舗等に付設された顧客専用駐車場や時間貸駐車場については、その店舗等・時間貸駐車場の経営者の事業所床面積として算定します。

### 2. 納税義務者

事業所税の納税義務者は、市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。（法 701 の 32①）

なお、次の点に留意してください。

#### (1) 人格のない社団等

人格のない社団等とは、法人ではない社団または財団で、代表者又は管理人の定めのあるものをいいます。人格のない社団等は法人とみなされ、法人に関する規定が適用されます。（法 701 の 32③）

#### (2) 共同事業

共同事業（（3）共同事業とみなされる事業を除く。）を行っている場合は、各共同事業者が連帯納税義務を負います。（法 10 の 2①）

### (3) 共同事業とみなされる事業（みなし共同事業）

特殊関係者の事業と特殊関係者を有する者の事業とが同一の家屋で行われている場合、当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。（法 701 の 32②）特殊関係者を有する者の免税点は、その者が単独で行っている事業の事業所床面積又は従業者数と共同事業とみなされた事業の事業所床面積又は従業者数との合計で判定します。

詳細は、P 31「第三部 みなし共同事業」を参照してください。

### (4) 貸しビル等

貸しビル等にあつては、その所有者ではなく、その全部又は一部を借りて現実にそこで事業を行っている者（テナント等）が納税義務者となります。

したがって、貸しビル等の貸主は、当該貸付部分については納税義務者となりませんが、当該ビル等について、「事業所用家屋の貸付申告書」（P 28「12.事業所用家屋の貸付をしている方の申告」参照）の提出が必要です。（法 701 の 52②、条例 93 の 15②、③）

### (5) 実質課税

法律上、事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人である場合は事実上事業を行う者が納税義務者となります。（法 701 の 33）

### (6) 清算中の法人

清算中の法人であっても、清算の業務を行う範囲において納税義務者となります。

## 3. 課税標準

事業所税は、事業所等の床面積を課税標準とする資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割により構成されています。

### (1) 資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日における福岡市内に所在する各事業所等の合計事業所床面積です。（法 701 の 31①<sup>2</sup>、法 701 の 40①）

また、課税標準の算定期間の中途に新設又は廃止した事業所等の課税標準は、月割計算により算定します。(具体的な算定方法は、“オ”に記載しております。)

※ 課税標準の算定期間とは、法人にあつては事業年度、個人にあつては原則としてその年の1月1日から12月31日までの期間をいいます。(法701の31①<sup>7</sup>、<sup>8</sup>)

#### ア 事業所床面積について

事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積をいいます。(法701の31①<sup>4</sup>、令56の16) 事業所用家屋とは家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するもの(法701の31①<sup>6</sup>)とされています。

#### イ 床面積の取扱いと端数処理

事業所税における家屋の定義は、固定資産税における家屋の定義と同様で、不動産登記法にいう建物とも原則として同じ定義となり、屋根及び周壁またはこれに類するものを有し、土地に定着した建物でその目的とする用途に供し得る状態にあるものとされています。この場合、その建物が登記されているか否か(未登記)は問いません。

このため、事業所床面積は、事業所用家屋の各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として計算します。

(少数点第3位以下を切り捨てます。) 建築基準法の規定に基づき家屋以外の施工部分を含めて計算したものと差が生じる場合がありますのでご注意ください。

#### ウ 共用部分の取扱いについて

2以上の事業者が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、これらに係る共同の用に供する部分(共用部分)がある場合の各事業者の事業所床面積は、次の算式により求められます。(令56の16)

$$\text{当該事業者の事業所床面積} = \text{当該事業者の専用部分の床面積} + \text{共用部分の床面積} \times \frac{\text{共用部分に係る当該事業者の専用部分の床面積}}{\text{共用部分に係る各専用部分の床面積の合計}}$$

※ 専用部分とは、専ら事業所等として使用する部分(住宅にあつては専ら居住の用に供する部分)をいいます。

※ 共用部分とは、専用部分に係る廊下、階段、エレベーター等の共同の用に供する部分をいい、物理的、構造的に共同して使用できる部分すべてが含まれます。

※ 駐車場に係る共用部分（車路等）については、駐車場を専用使用する者の中で、前記ウの方法に準じてそれぞれが専用している駐車場の面積の比によって按分することになりますが、1台あたりの駐車スペースが概ね同一である場合には、車路等の共用部分を含めた駐車場全体の面積を台数按分することとして、差し支えありません。

(設例)

A 社 事務所	B 社 店舗	C 社 店舗	床面積の内訳 建物の延べ床面積 : 1,000 m <sup>2</sup> Aの専用床面積 : 180 m <sup>2</sup> Bの専用床面積 : 120 m <sup>2</sup> Cの専用床面積 : 150 m <sup>2</sup> Dの専用床面積 : 150 m <sup>2</sup> 住宅(2戸)の専用床面積 : 300 m <sup>2</sup> ※ 空室も専用部分となります。  専用部分の合計床面積 : 900 m <sup>2</sup> 共用部分(廊下)の合計床面積 : 100 m <sup>2</sup>
廊下(共用部分)			
空室(D) テナント募集中	住宅	住宅	

この場合におけるA社の事業所床面積は、次のとおりです。  
 A社の事業所床面積 =  $180 + 100 \times 180 / 900 = 200 \text{ m}^2$  となります。

エ 課税標準の算定期間が12月に満たない場合の取扱い

会社を新しく設立した、または、事業年度を変更したこと等により課税標準の算定期間が12月に満たない場合は、次の算式により求めます。(法701の40①)

$$\frac{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}}{12} \times \text{課税標準の算定期間の月数}$$

オ 課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合は、次の

算式により求めます。(法701の40②①、②、③)

(ア) 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等

$$\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(イ) 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等

$$\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(ウ) 課税標準の算定期間の中途において新設され中途において廃止された事業所等

$$\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

なお、（ア）（イ）（ウ）の場合の事業所等の新設又は廃止とは、一の事業所等の新設又は廃止をいいます。一の事業所等のなかの拡張又は縮小（例えば、同一敷地内での事業所等の新築や増築、一部取壊し又は同一家屋内での賃貸借契約面積の増減等）の場合は、月割計算することなく、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

また、エ・オの場合の課税標準の算定期間の月数は、暦にしたがって計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とします。（法701の40③）

- ※ 課税標準の算定期間の初日に新設された事業所等については、同期間の中途の新設にあたらなため、月割計算の対象にはなりません。
- ※ 新設年月日：新設の日とは、営業開始の日（オープン日）ではなく、当該事業所等における事業の準備等を含む業務の開始日であり、通常賃貸借契約の契約期間の初日となります。
- ※ 課税標準の算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の月割計算については、以下のとおりです。
  - 当該期間の末日において市内に所在する他の事業所等の合計床面積が免税点を超える場合には、当該期間の中途に廃止された事業所等についても、月割計算のうえ課税標準に算入します。
  - 当該期間の末日において市内の他の事業所等の合計床面積が免税点以下である場合には、当該期間の中途に廃止された事業所等についても課税されません。
- ※ 月の中途から事業年度が開始している場合の月数は、当該開始日を起算日とし、翌月の起算日に相当する日の前日をもって1月とします。

（設例）

1 課税標準の算定期間が12月に満たない場合の月割計算

A社は10月20日決算法人であったが、決算期を3月31日に変更した。

10月21日	3月31日	A社の3月31日現在の事業所床面積の内訳
-----		中央区の本社      300 m <sup>2</sup>
-----		博多区の店舗      1,200 m <sup>2</sup>

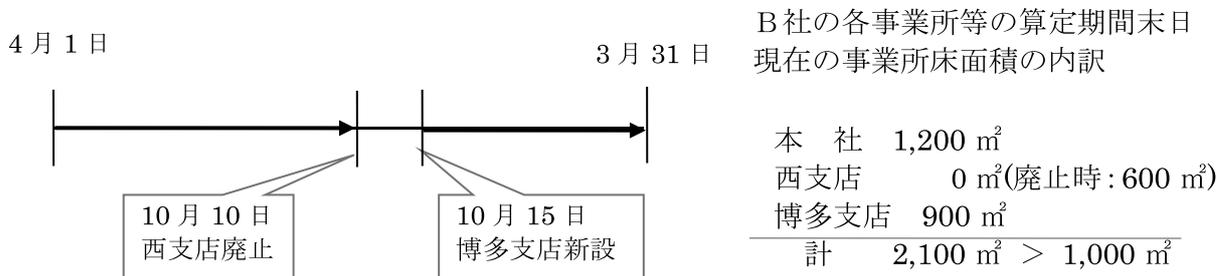
この場合のA社の10月21日から翌年3月31日までの事業年度に係る課税標準は、次のとおりです。

中央区の本社	300 m <sup>2</sup> × 6 / 12 月 =	150 m <sup>2</sup>
博多区の店舗	1,200 m <sup>2</sup> × 6 / 12 月 =	600 m <sup>2</sup>
合計		750 m <sup>2</sup>

※ 免税点の判定は、300 m<sup>2</sup> + 1,200 m<sup>2</sup> = 1,500 m<sup>2</sup>で 1,000 m<sup>2</sup>を超えるので課税対象となります。

## 2 課税標準の算定期間中に事業所等の新設又は廃止した場合の月割計算

中央区に本社がある B 社（3 月決算）は、西区の西支店を 10 月 10 日に廃止し、新たに博多区に博多支店を 10 月 15 日に新設した。



この場合の B 社の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの事業年度に係る課税標準は、次のとおりです。

本 社		1,200 m <sup>2</sup>
西支店	※1 600 m <sup>2</sup> × 7 / 12 月 =	350 m <sup>2</sup>
博多支店	※2 900 m <sup>2</sup> × 5 / 12 月 =	375 m <sup>2</sup>
合 計		1,925 m <sup>2</sup>

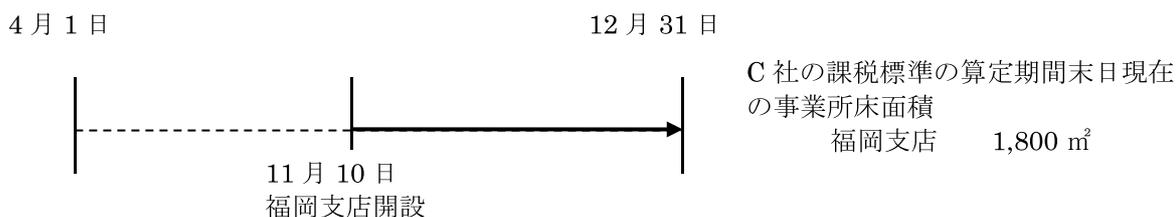
※1 廃止の日の属する月を含めて月割計算を行います。

※2 新設の日の属する月の翌月から月割計算を行います。

## 3 課税標準の算定期間の月割と、事業所等の新設又は廃止の場合の月割計算

C 社は東京に本社を有し、11 月 10 日福岡市中央区に福岡支店を開設した。

なお、C 社は決算期を 3 月から 12 月に変更した。



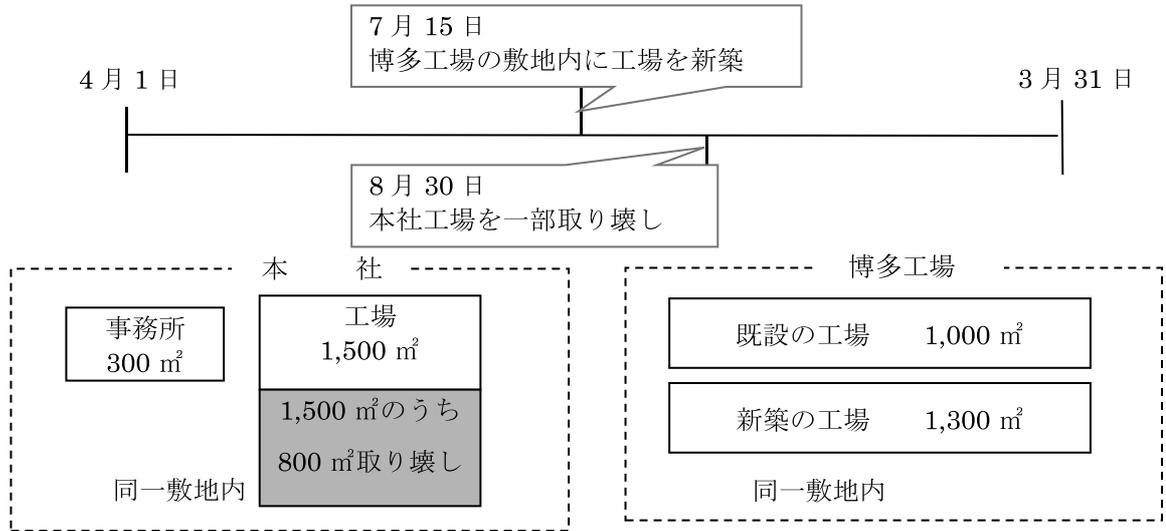
この場合の C 社の 4 月 1 日から 12 月 31 日までの事業年度に係る課税標準は、次のとおりです。

$$1,800 \text{ m}^2 \times 9 / 12 \text{ 月} \times 1 / 9 \text{ 月} = 150 \text{ m}^2$$

※ 決算期の変更により課税標準の算定期間は 9 ヶ月(4 月 1 日から 12 月 31 日)となり、また、新設の日の属する月の翌月にあたる 12 月から月割計算を行います。

#### 4 課税標準の算定期間中に事業所等を拡張又は縮小した場合

中央区に本社があるD社は、本社の工場を一部取り壊し、その替わりを博多区にある博多工場の敷地内に新築した。



この場合のD社の4月1日から3月31日までの事業年度に係る課税標準は、次のとおりです。

本社	$300 \text{ m}^2 + (1,500 - 800) \text{ m}^2 =$	$1,000 \text{ m}^2$
博多工場	$1,000 \text{ m}^2 + 1,300 \text{ m}^2 =$	$2,300 \text{ m}^2$
合計		$3,300 \text{ m}^2$

※ 同一事業所内での事業所等の拡張又は縮小は、月割計算することなく課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

#### カ 休止中の施設について

事業所税の課税対象となる事業とは、改装や棚卸等を理由に部分的又は一時的な休止として営業等が行われていない場合でも、そこで施設・設備の維持が行われている限り継続していると判断されます。

しかしながら、課税標準の算定期間の末日時点で6月以上休止が継続していたと認められる部分については課税標準に含めないものとして取扱われます。この場合、休止部分は施設等によって明確に区画されている必要があり、いつでも業務再開ができる状態にある遊休施設、倉庫代わりに使用されている部屋等は該当しません。

なお、免税点の判定には、この休止部分も含めて判定することとなりますので、ご注意ください。（ただし、当該課税標準の算定期間の全期間を通して休止していた場合は免税点の判定に含めません。）

また、施設の使用状況調査を行うこともありますので、ご協力をお願いいたします。

## (2) 従業者割

従業者割の課税標準は、福岡市内の各事業所等において、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額です。(法 701 の 31①<sup>3</sup>、<sup>5</sup>、法 701 の 40①)

### ア 算定期間中に支払われた従業者給与総額とは

課税標準の算定期間中に支払われた又は支払われるべき給与等の総額をいいます。現実に従業者に現金が支払われなくとも、会計上未払いとして経理されているものは従業者給与総額に算入されます。

なお、従業者には、一般の従業者のほか役員、臨時の従業者、出向者等も含まれます。

### イ 従業者給与総額に含まれるもの

- (ア) 俸給、給料、賃金、賞与
- (イ) 扶養手当、住居手当、時間外勤務手当
- (ウ) 所得税の取扱い上課税とされる通勤手当、現物給与等

また、法 313④に規定する事業専従者の場合は、その者に係る事業専従者控除額が従業者給与総額に含まれます。

### ウ 従業者給与総額に含まれないもの

- (ア) 退職給与金、年金、恩給
- (イ) 所得税法上非課税とされる通勤手当等
- (ウ) 外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で、所得税の取扱い上給与所得に該当しないもの

### エ 従業者給与総額の算定

#### (ア) 年齢 65 歳以上の者及び障がい者

役員以外の年齢 65 歳以上の者及び役員以外の障がい者については、従業者から除かれます。したがって、これらの者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、これらの者の給与等の額を除いて行います。(法 701 の 31①<sup>5</sup>)

なお、この場合の障がい者とは、所得税、住民税において障害者控除の対象となる者をいいます。（令 56 の 17）

※ 申告にあたっては、年齢 65 歳以上の者及び障がい者の人数及び従業者給与総額を一旦総数に含め、非課税と同様の取扱いをしてください。

（イ）雇用改善助成対象者

雇用改善助成対象者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、その者の給与等の額の 2 分の 1 に相当する額を除いて行います。（法 701 の 31①<sup>5</sup>）

なお、この場合の雇用改善助成対象者とは、年齢 55 歳以上 65 歳未満の従業者のうち、雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている者で、特定求職者雇用開発助成金の支給、作業環境適応訓練の対象となる者をいいます。（令 56 の 17 の 2）

※ 申告にあたっては、雇用改善助成対象者の人数及び従業者給与総額を一旦総数に含め、課税標準の特例と同様の取扱いをしてください。

（ウ）年齢 65 歳以上の者等の判定

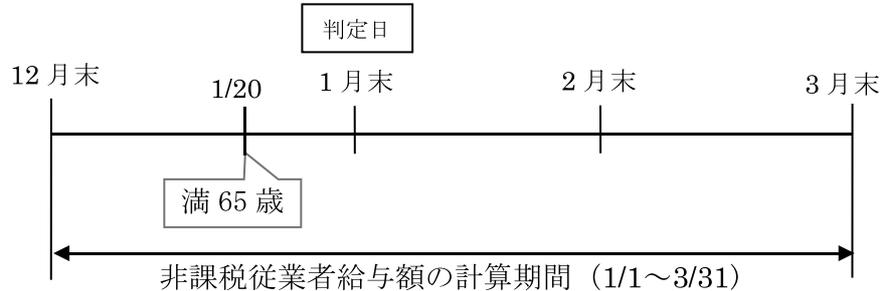
年齢 65 歳以上の者、障がい者又は雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、その者に対して給与等が支払われる時の現況によります。（法 701 の 31②）

なお、課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、給与計算の基礎となる期間の末日において、年齢 65 歳以上の者等に該当することとなった当該期間以降に係るこれらの者の給与等で 65 歳以上の者及び障がい者については全部、雇用改善助成対象者については 2 分の 1 を除いて行います。

(設例)

給与計算の基礎となる期間の途中で、年齢が65歳以上になった者がいる場合

A社(3月決算)の従業員a(月給:30万円)の年齢が1月20日に65歳となりました。給与計算の基礎となる期間は、月の初日から末日である場合、非課税従業員給与額は、下記のとおりとなります。



$$30 \text{ 万円 (a の月給)} \times 3 \text{ ヶ月分 (計算期間)} = 90 \text{ 万円 (非課税従業員給与額)}$$

#### 4. 税率

事業所税の税率は、次のとおりです。(法701の42)

(1) 資産割

課税標準となる事業所床面積1㎡につき600円です。

(2) 従業員割

課税標準となる従業員給与総額(千円未満切り捨て)の100分の0.25です。

(1円未満の端数は切り捨ててください。)

#### 5. 免税点

事業所税の免税点の判定は、資産割と従業員割とでそれぞれ個別に判定します。

したがって、たとえば資産割が免税点を超え、従業員割が免税点以下である場合には、資産割だけが課税されることになります。

(1) 資産割

福岡市内に所在する各事業所等の事業所床面積の合計床面積が1,000㎡以下である場合には課税されません。(法701の43①)

この場合の事業所床面積は、非課税床面積(P17「6. 非課税」参照)を除きます。

※ 課税標準の特例床面積(P18「7. 課税標準の特例」参照)及び減免に係る床面積(P19「8. 減免」参照)は免税点判定から除きませんのでご注意ください。

## ア 免税点の判定

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によります。（法 701 の 43

③）

- ※ 課税標準の算定期間の末日に廃止された事業所等の床面積は免税点判定の床面積に含まれます。
- ※ 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等は、免税点判定上除きますが、算定期間末日の事業所床面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えた時は月割で課税（P 6 3（1）オ（イ）参照）されます。（法 701 の 40②）

（設例）

A社は市内に甲事業所（1,200 m<sup>2</sup>）、乙事業所（600 m<sup>2</sup>）を有しており、各事業所の非課税床面積が下表のとおりするとき、A社の資産割の免税点判定は以下のとおりとなります。

	事業所床面積 a	非課税床面積 b	課税標準の 特例床面積 c	免税点判定 a - b	※課税標準 a - b - c
甲	1,200 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>		
乙	600 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	400 m <sup>2</sup>		
計	1,800 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup>	400 m <sup>2</sup>	1,300 m <sup>2</sup>	900 m <sup>2</sup>

※ 免税点判定 = (事業所床面積) - (非課税床面積) = 1,800 m<sup>2</sup> - 500 m<sup>2</sup> = 1,300 m<sup>2</sup> > 1,000 m<sup>2</sup>  
⇒ 免税点超

※ 課税標準の特例床面積は、免税点判定に含めます。

## (2) 従業者割

福岡市内に所在する各事業所等の従業者数の合計が 100 人以下である場合には課税されません。（法 701 の 43①）

この場合の従業者数は、役員以外の従業者で年齢 65 歳以上の者及び障がい者、非課税施設に係る従業者等（P 15 の表及び P 17 「6. 非課税」参照）を除きます。

- ※ 雇用改善助成対象者及び課税標準の特例施設に係る従業者（P 18 「7. 課税標準の特例」参照）並びに減免施設に係る従業者（P 19 「8. 減免」参照）は、免税点判定から除きませんのでご注意ください。

## ア 免税点の判定

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によります。（法 701 の 43

③）

- ※ 課税標準の算定期間の末日に退職した従業者は、免税点判定の従業者数に含まれます。
- ※ 課税標準の算定期間の中途において退職した従業者は、免税点の判定上除きますが、課税標準となる従業者給与総額に含まれます。（法 701 の 40①）

(設例)

B社は市内に甲事業所(役員含む75人)、乙事業所(35人)を有しており、各事業所の非課税対象従業員数が下表のとおりするとき、B社の従業員割の免税点判定は以下のとおりとなります。

	従業員数 a	65歳以上		免税点判定 a - b
		役員	役員以外 b	
甲	75人	2人	5人	
乙	35人	0人	3人	
計	110人	2人	8人	102人

※ 65歳以上であっても、役員は免税点判定に含むため、上記の場合は免税点を超過します。

#### イ 従業員に著しい変動がある場合の免税点

課税標準の算定期間を通じて従業員数に著しい変動がある事業所等については、次の算式により算出された数を算定期間の末日現在の従業員数とみなします。

(法701の43④)

$$\text{従業員数} = \frac{\text{算定期間に属する各月末日現在における従業員数を合計した数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

なお、従業員数に著しい変動がある事業所等とは、課税標準の算定期間の各月の末日現在における従業員のうち、最大の従業員数が最小の従業員数の2倍を超える事業所等です。(令56の73①)

#### ウ 特殊な勤務形態の従業員

特殊な勤務形態の従業員については、免税点の判定と課税標準の算定が多少異なる取扱いとなりますので、次頁の表を参照してください。

### 従業員割における従業員の取扱い

従業員		免税点の判定	課税標準※1	備考
65歳以上の者（役員を除く）		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	左記の者は、従業員の範囲に含まれないとされています。
障がい者（役員を除く）		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
役員	役員・使用人兼務役員（65歳以上の者を含む）	従業員に含める	従業員給与総額に含める	損金算入される役員給与は従業員給与総額に含めます。使用人兼務役員は役員として取扱いします。この場合、使用人として支払われた給与等についても従業員給与総額に算入します。
	非常勤の役員	従業員に含める	従業員給与総額に含める	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める	
	無給の役員	従業員に含めない	—————	
雇用改善助成対象者		従業員に含める	給与等の額の2分の1を従業員給与総額から控除する	左記の者は、いずれも従業員の範囲に含まれますが、従業員給与総額の算定に注意が必要となります。
事業専従者		従業員に含める	事業専従者控除額を従業員給与総額に含める	
臨時の従業員（パートタイマーを除く）		従業員に含める	従業員給与総額に含める	左記の者も基本的には従業員に含まれますが、免税点の判定には注意が必要です。
パートタイマー※2		従業員に含めない	従業員給与総額に含める	
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業員に含める	出向元の従業員給与総額に含める	※3
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業員に含める	出向先の従業員給与総額に含める	
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める	
外国又は課税区域外への派遣又は長期出張※4		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
派遣法に基づく派遣社員※5、※6		派遣元の従業員に含める	派遣元の従業員給与総額に含める	課税区域外（福岡市外）への派遣は含めません。
休職中の従業員		算定期間中、給与が一度でも支払われている場合は、従業員に含める	従業員給与総額に含める	
中途退職者		従業員に含めない	退職時までの給与等は従業員給与総額に含める	
保険の外交員で事業所得のみの者		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	給与等の支給を受ける者は該当しません。
保険の外交員で給与所得及び事業所得を有する者		従業員に含める	所得税法上の給与等は従業員給与総額に含める	

従業者	免税点の判定	課税標準	備考
常時船舶の乗組員	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	事業所等に該当しません。
鉄道の運転手又は車掌、列車内の食堂等の従業者	主たる給与等を支払う事業所等の従業者に含める	主たる給与等を支払う事業所等の従業者給与総額に含める	
専ら非課税施設に勤務する従業者	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	課税標準の算定期間の中途における用途変更により課税施設であった期間と非課税施設であった期間とを有する場合には、課税施設であった期間に係る給与等を従業者給与総額に算入します。
課税施設と非課税施設の兼務従業者	課税標準の算定期間の末日において、課税施設に係る事業に従事している場合は、従業者に含める	課税施設に従事していた分に係る給与は、従業者給与総額に含める	
在宅勤務者	算定期間中、一度も課税区域内の事業所等に出勤しない場合は、従業者に含めない。	算定期間中、一度も課税区域内の事業所等に出勤しない場合は、従業者給与総額に含めない。	

※ 1. 退職給与金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる通勤手当等は含まれません。

※ 2. パートタイマーとは、形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、次のいずれにも該当する者をいいます。

- ① 所定の労働時間が、正規の従業者と比較して4分の3未満であること。
- ② 給与等の支払形態が時間給であること。

※ 3. 出向とは、出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に付与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

※ 4. 長期出張とは、算定期間を超えて企業の従業者が出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。

※ 5. 派遣法とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

※ 6. 出張・派遣の取扱いについては、単に名称等にとらわれることなく、支配関係、指揮命令関係、給与支払等を総合的に判定します。

### (3) その他

#### ア 共同事業を行っている場合の免税点の判定

共同事業（P4（3）「共同事業とみなされる事業」を除く。）を行っている場合、各共同事業者の免税点は個々に判定することになります。（令 56 の 75①）  
課税標準の算定も同様に行われます。（令 56 の 51①）

なお、この場合の免税点判定等の基礎となる事業所床面積又は従業者数等の算定は、次の算式により求めます。

$$\begin{array}{l} \text{各共同事業者の事業所} \\ \text{床面積又は従業者数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{共同事業に係る事業所等} \\ \text{の事業所床面積又は従業} \\ \text{者数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{損益分配の割合（当該割合が定め} \\ \text{られていない場合は、その者の出} \\ \text{資する額に応ずる割合）} \end{array}$$

#### イ 共同事業とみなされる事業の免税点の判定

同一家屋内の特殊関係者の事業所床面積、従業者数を合算します。（P31 第三部みなし共同事業参照）

## 6. 非課税

### (1) 非課税の範囲

事業所税には、事業を行う者の人格に着目して非課税とする人的な非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途による非課税とがあります。

その範囲と詳細についてはP41「1. 非課税対象施設一覧表」のとおりです。

### (2) 非課税の適用

#### ア 非課税の判定

非課税規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。（法 701 の 34⑥）

なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の非課税判定は、その廃止の直前の現況により行います。

#### イ 公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合

この場合において、事業所床面積若しくは従業者給与総額のうち非課税規定の適用を受けるものと受けないものとを区分することができないときは、「法人税法施行令」第6条の規定による区分経理の方法に基づき、それぞれ非課税規定の適用を受けるものを算定します。（令 56 の 23）

ウ 非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事する従業者がいる場合  
非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とを兼務し、両方に従事する従業者については、課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額を按分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。（令 56 の 49）

## 7. 課税標準の特例

事業所税には、非課税と同様に、人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例があります。

その範囲と詳細は P 49 「2. 課税標準の特例対象施設一覧表」のとおりであり、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。

### (1) 課税標準の特例の判定

課税標準の特例の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。（法 701 の 41③）

なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の課税標準の特例の判定は、その直前の現況により行います。

### (2) 課税標準の特例規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合

課税標準の特例規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の算定については、非課税と同様の方法で行います。（令 56 の 67）

### (3) 課税標準の特例規定のうち 2 以上の規定に重複して該当する場合

課税標準の特例規定のうち 2 以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。（令 56 の 71）具体的には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく補助金を受け、心身障がい者を多数雇用している事業所（法 701 の 41②該当）が、法 701 の 41①に該当する施設である場合が考えられます。

適用順位	適用条項
1	法 701 条の 41①
2	法 701 条の 41②

※ 法 701 条の 41①の各号の重複適用は行いません。

## 8. 減免

### (1) 減免の範囲

本市においては、P54「3. 減免対象施設一覧表」に掲げる施設について減免措置を講じております。

### (2) 減免の適用

#### ア 減免の判定

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の減免判定については、その廃止の直前の現況により行います。

#### イ 減免の申請

減免を受けようとする場合は、申告書と併せて「事業所税減免申請書」に下記必要書類を添付して提出してください。（条例 93 の 17②）

※ 法人番号の記入が必要となります。個人の納税義務者については、個人番号の記入は不要です。

(ア) 倉庫業：九州運輸局に提出している以下の書類の写し

- ① 期末（月末）倉庫使用状況報告書 第 8 号様式
- ② 受寄物入出庫高及び保管残高報告書 第 9 号様式
- ③ 営業倉庫の登録通知書（初年度及び変更があった場合）

(イ) 酒類の卸売・販売業：酒類の購入及び販売の数量等報告書（決算期末分）の写し

(ウ) 従業者割の減免を受ける場合

- ① 給与総額の職種別支払内訳
- ② 非課税該当者の職種別支払内訳等
- ③ 減免対象者の給与総額の内訳等

(エ) タクシー業：上記（ウ）に加え、一般社団法人福岡市タクシー協会が発行する保有車両数証明書

(オ) その他必要に応じ各種書類の提出を依頼することがあります。

#### ウ 減免申請後の流れ

減免申請後、対象となる施設等を現地調査し、「減免決定通知書」を送付いたしますので、通知書に記載された金額を納付書で納付してください。納期限前に減免決定通知書をお送りするために、納期限のおおむね 10 日前までに申告書と減免申請書を提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

法定納期限までに減免額の決定が間に合わない場合は、先に減免前の税額を納付してください（減免決定後、減免税額が還付されます）。

## 9. 申告と納付

### (1) 申告義務者

福岡市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人で次の“ア”若しくは“イ”に該当する場合は事業所税の申告義務があります。（法 701 の 46、法 701 の 47、条例 93 の 14①、②）

※ 申告書には、法人番号（13桁）又は個人番号（12桁）の記入が必要です。

#### ア 申告と納付の必要がある場合

課税標準の算定期間の末日現在において、資産割又は従業者割が免税点を超える場合

#### イ 申告のみが必要な場合

アに該当しない方で、前算定期間において事業所税の税額が発生していた場合

### (2) 申告納付期限

法人の場合は各事業年度終了の日より2ヶ月以内、個人の場合は翌年3月15日までに申告納付してください。ただし、個人が年の途中で事業を廃止した場合は当該廃止の日より1ヶ月以内、その廃止が納税義務者の死亡による場合は4ヶ月以内です。（法 701 の 46①、法 701 の 47①）

なお、上記の期日が土曜日、日曜日、国民の休日又は12月29日～1月3日に該当するときは、これらの日の翌日が申告納付期限となります。（法 20 の 5②、令 6 の 18②）

また、法人税等にある申告書の提出期限の延長の制度はありません。

### (3) 申告先

申告先は、福岡市長です。（法 701 の 46、法 701 の 47）郵送先・窓口・申告内容の問い合わせは裏表紙の問い合わせ先のとおりです。

本市では、地方税ポータルシステム(eLTAX：エルタックス)を通じて、インターネットを利用した事業所税の電子申告及び電子申請・届出を受け付けております。あわせて電子納税も可能ですので、ぜひご利用ください。

《eLTAX：エルタックスを通じてご利用いただける手続き》

税 目	電 子 申 告	電 子 申 請 ・ 届 出
事 業 所 税	○資産割、従業者割の申告 ○免税点以下の申告 ○事業所用家屋貸付等申告 など	○事業所等新設・廃止申告

(4) 決定・期限後の申告

申告期限までに申告がない場合には、市長は自ら調査した結果によって、申告すべき課税標準及び税額を決定することがあります。（法 701 の 58②）

ただし、申告期限後であってもこの決定の通知があるまでは、申告納付することができます。（法 701 の 49①）

(5) 修正申告・更正の請求

申告納付税額に不足がある場合には、遅滞なく修正申告するとともに不足額を納付してください。（法 701 の 49②）

また、申告納付税額が過大であった場合には、申告納付期限より 5 年以内に更正の請求（更正請求書及び更正理由が分かる資料の提出が必要）をすることができます。（法 20 の 9 の 3①）

(6) 延滞金

申告納付期限後に事業所税を納付する場合には、当該税額に申告納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、下記の割合を乗じて計算した延滞金が加算されます。（法 701 の 60、条例 11）

期 間	納期限の翌日から 1ヶ月以内	納期限の翌日から 1ヶ月経過後
R7.1.1～R7.12.31	年 2. 4 % (延滞金特例基準割合+1.0%)	年 8. 7 % (延滞金特例基準割合+7.3%)

## (7) 加算金

申告期限内に申告のない場合や、決定を行った場合には不申告加算金<sup>※</sup>が、申告もれのある場合には過少申告加算金（原則として不足税額の10%（不足税額が一定額を超えた場合、超えた額に更に5%））が課されます。（法701の61）

ただし、納税義務者が課税標準の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装した場合には重加算金（税額の35%又は40%）が課されます。（法701の62）

また、正当な事由なく申告期限までに事業所税の申告がない場合、10万円以下の過料が課される場合があります。（法701の49の2、条例93の16）

※不申告加算金の割合（令和6年1月1日～）

	50万円以下の部分	50万円超～300万円以下の部分	300万円超の部分
割合	15%	20%	30%

## 10. 税額計算及び申告書記載例

(設例)

××商事株式会社

・ 決算期 3月31日

・ 事業所床面積 1,891.00 m<sup>2</sup>

(内訳) 本店(中央区天神1丁目8番1号) 1,016.00 m<sup>2</sup> (うち社員食堂 100.05 m<sup>2</sup>)

甲支店(中央区大名2丁目5番31号) 375.00 m<sup>2</sup> (貸しビルに入居 ※)

乙支店(博多区博多駅前2丁目8番1号) 500.00 m<sup>2</sup> (\*\*年9月20日新設)

※ 甲支店は、延床面積1,000 m<sup>2</sup>の貸しビルの中に300 m<sup>2</sup>を賃借し事業を行っており、このビルの中には、玄関ホール、廊下、階段、機械室等(共用部分)が200 m<sup>2</sup>あるものとして、以下のとおり計算しています。

$$\begin{aligned} \text{甲支店に係る} &= 200 \text{ m}^2 \times \frac{300 \text{ m}^2}{300 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2} = 75 \text{ m}^2 \\ \text{共用床面積} & \end{aligned}$$

(自社専用床面積+他の入居者の専用床面積)

・ 給与総額の明細

従業者給与総額(福岡市内勤務従業者 150人) 525,632,568円

(内訳) 本店 従業者給与額(従業者 115人) 405,132,568円

うち年齢65歳以上の従業者給与額(8人) 25,000,000円

障がい者従業者給与額(4人) 11,000,000円

甲支店 従業者給与額(従業者 20人) 72,000,000円

乙支店 従業者給与額(従業者 15人) 48,500,000円

※ 資産割又は従業者割の免税点の判定は、それぞれに行います。

(1) 免税点の判定

ア 資産割

福利厚生施設として非課税となる食堂の床面積を除くと、算定期間末日の事業所床面積は  $1,891.00 \text{ m}^2 - 100.05 \text{ m}^2 = 1,790.95 \text{ m}^2$  となり、免税点 ( $1,000 \text{ m}^2$ ) を超えるので課税されます。

イ 従業者割

従業者数から除外される年齢 65 歳以上及び障がい者である従業者を除くと、 $150 \text{ 人} - 12 \text{ 人} = 138 \text{ 人}$  となり、免税点 (100 人) を超えるので課税されます。

(2) 課税標準及び税額の計算

ア 資産割

	延べ床面積	非課税	特例控除	月数	課税標準床面積
本店	( $1,016.00 \text{ m}^2 -$	$100.05 \text{ m}^2 -$	$0 \text{ m}^2$ )		= $915.95 \text{ m}^2$
甲支店	( $375.00 \text{ m}^2 -$	$0 \text{ m}^2 -$	$0 \text{ m}^2$ )		= $375.00 \text{ m}^2$
乙支店	( $500.00 \text{ m}^2 -$	$0 \text{ m}^2 -$	$0 \text{ m}^2$ )	$\times 6/12 \text{ 月}$	= $250.00 \text{ m}^2$
(課税標準となる床面積合計)					1,540.95 $\text{m}^2$

資産割額  $1,540.95 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = \underline{924,570 \text{ 円}}$

※ 課税標準となる事業所床面積に  $1 \text{ m}^2$  未満の端数が生じた場合は、小数点第 3 位以下を切り捨てます。

(例) 乙支店の使用月数が 7 ヶ月のとき、 $500 \times 7 / 12 = 291.666 \dots \Rightarrow 291.66 \text{ m}^2$

イ 従業者割

$525,632,568 \text{ 円} - 36,000,000 \text{ 円} \div 489,632,000 \text{ 円}$  (1,000 円未満切り捨て)  
(従業者給与総額) (非課税給与総額) (課税標準となる給与総額)

従業者割額  $489,632,000 \text{ 円} \times 0.25 / 100 = \underline{1,224,080 \text{ 円}}$   
(1 円未満切り捨て)

ウ 事業所税額

$924,570 \text{ 円} + 1,224,080 \text{ 円} \div 2,148,600 \text{ 円}$   
(資産割額) (従業者割額) (100 円未満切り捨て)

※ 資産割額、従業者割額とも 1 円単位まで計算し、合計後の税額の 100 円未満を切り捨てます。(法 20 の 4 の 2③)

(3) 申告納付期限

5 月 31 日 (決算期末の 2 ヶ月後)

ただし、5 月 31 日が土曜日のときは 6 月 2 日 (月)、5 月 31 日が日曜日のときは 6 月 1 日 (月) となります。



※非課税明細書、課税標準の特例明細書、共用部分の計算書の様式は適用がある場合のみ使用

(様式第3号)

非課税明細書

算定期間		**年 4月 1日から **年 3月 31日まで		※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
氏名又は名称		××商事株式会社							
個人番号又は法人番号		*****							
※	事業所等の名称	本店		事業所等の所在地	中央区天神一丁目8番1号				
非課税の内訳				資産割		従業員割			
法第701条の34第3項第26号該当				非課税床面積(ア)	非課税従業員数(イ)	非課税従業員給与総額(ウ)			
	社員食堂		10005	0	0	十億	百万	千	円
			0	0	0	十億	百万	千	円
			0	0	0	十億	百万	千	円
			0	0	0	十億	百万	千	円
障がい者・65歳以上の従業員					12	十億	百万	千	円
合計				10005	12	36000	000	000	000
事業所等の名称				事業所等の所在地					
非課税の内訳				資産割		従業員割			
障がい者・65歳以上の従業員					0	十億	百万	千	円
合計				0	0	0	0	0	0
非課税事業所床面積等の合計				10005	12	36000	000	000	000

(法規則第44号様式別表2)

(様式第4号)

課税標準の特例明細書

算定期間		**年 4月 1日から **年 3月 31日まで		※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
氏名又は名称		××商事株式会社							
個人番号又は法人番号		*****							
※	事業所等の名称			事業所等の所在地					
課税標準の特例内訳				資産割		従業員割			
課税標準の特例適用対象床面積(ア)				控除割合(イ)	控除事業所床面積((ア)×(イ))(ウ)	課税標準の特例適用対象従業員給与総額(エ)		控除従業員給与総額((エ)×(オ))(カ)	
		0	0	0	0	十億	百万	千	円
		0	0	0	0	十億	百万	千	円
		0	0	0	0	十億	百万	千	円
		0	0	0	0	十億	百万	千	円
雇用改善助成対象者					0	0	0	0	0
合計				0	0	0	0	0	0
事業所等の名称				事業所等の所在地					
課税標準の特例内訳				資産割		従業員割			
課税標準の特例適用対象床面積(ア)				控除割合(イ)	控除事業所床面積((ア)×(イ))(ウ)	課税標準の特例適用対象従業員給与総額(エ)		控除従業員給与総額((エ)×(オ))(カ)	
		0	0	0	0	十億	百万	千	円
		0	0	0	0	十億	百万	千	円
		0	0	0	0	十億	百万	千	円
		0	0	0	0	十億	百万	千	円
雇用改善助成対象者					0	0	0	0	0
合計				0	0	0	0	0	0
控除事業所床面積の合計				0	0	控除従業員給与総額の合計			
				0	0	0			

(法規則第44号様式別表3)

## 共用部分の計算書

算定期間		整理番号		事務所区分		管理番号		甲市区分	
**年 4月 1日から		氏名又は名		××商事株式会社		個人番号又は法人番号		*****	
**年 3月 31日まで		氏名又は名		××商事株式会社		個人番号又は法人番号		*****	
※		事業所等の名称		甲支店		事業所等の所在地		中央区大名二丁目5番31号	
専用部分の延べ面積①				m <sup>2</sup>		③		の 内 訳 ⑦	
①のうち当該事業所部分の延べ面積②		80000		m <sup>2</sup>		消防設備等に係る共用床面積(ア)		m <sup>2</sup>	
非課税に係る共用床面積③		30000		m <sup>2</sup>		防火に関する設備等		全部が非課税となる共用床面積(イ)	
③以外の共用床面積④		0		m <sup>2</sup>		2分の1が非課税となる共用床面積(ウ)		0	
④以外の共用床面積④		20000		m <sup>2</sup>		(ア)～(ウ)以外の非課税に係る共用床面積		(エ)	
共用床面積の合計(③+④)⑤		20000		m <sup>2</sup>		合計((ア)～(エ))		0	
事業所床面積となる共用床面積(④×②/①)⑥		7500		m <sup>2</sup>				0	
※		事業所等の名称		甲支店		事業所等の所在地		中央区大名二丁目5番31号	
専用部分の延べ面積①				m <sup>2</sup>		③		の 内 訳 ⑦	
①のうち当該事業所部分の延べ面積②		0		m <sup>2</sup>		消防設備等に係る共用床面積(ア)		m <sup>2</sup>	
非課税に係る共用床面積③		0		m <sup>2</sup>		防火に関する設備等		全部が非課税となる共用床面積(イ)	
③以外の共用床面積④		0		m <sup>2</sup>		2分の1が非課税となる共用床面積(ウ)		0	
④以外の共用床面積④		0		m <sup>2</sup>		(ア)～(ウ)以外の非課税に係る共用床面積		(エ)	
共用床面積の合計(③+④)⑤		0		m <sup>2</sup>		合計((ア)～(エ))		0	
事業所床面積となる共用床面積(④×②/①)⑥		0		m <sup>2</sup>				0	

(法規則第44号様式別表4)

## 11. 事業所等の新設又は廃止の申告

## (1) 申告義務者

福岡市内に事業所等を新設又は廃止された方で次の場合に該当するときは、当該新設又は廃止の日から2ヶ月以内に「事業所等の新設(廃止)申告書」を提出してください。(法701の52①、条例93の15①、規則20)

ア 事業所等を新設又は廃止した日の属する事業年度の前事業年度又は個人に係る課税期間の前課税期間において納付すべき事業所税額があった場合

イ 新設又は廃止した事業所等に係る事業所床面積が500㎡以上の場合又は従業者の数が50人以上の場合

## (2) 申告先

申告先は、福岡市長です。(法701の52①、条例93の15①) 郵送先・窓口は裏表紙の問い合わせ先のとおりです。

## (3) 申告事項

「事業所等の新設(廃止)申告書」(記載例次頁参照)により申告してください。

(4) 事業所等の新設（廃止）申告書（記載例）

様式第81号

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>		<h2 style="margin: 0;">事業所等の新設（廃止）申告書</h2>		**年6月8日
(宛先)福岡市長				
申告者	(ふりがな) 氏名又は名称	××しょうじ ××商事株式会社	(ふりがな) 法人の代表者氏名	ふくおか たろう 福岡 太郎
	法人番号	*:*:*:*:*:*:*:*:*:*	電話番号(000) 000 - 000	
	住所又は所在地	福岡市中央区天神一丁目8番1号		
下記のとおり事業所等を <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新設 廃止</span> しましたので、福岡市市税条例第93条の15第1項の規定により申告します。				
算定期間		自 **年 4月 1日 ~ 至 **年 3月31日		
事業種目	卸売業	資本金	1000万円	
		従業者数	15人	
新設・廃止の年月日		**年 6月 1日		
事業所用家屋	所在地	福岡市中央区大名二丁目5番31号		
	名称	中央営業所		
	家屋番号			
事業所床面積	専用部分の床面積 ①	4 5 0 0 0	㎡	
	共用部分の床面積 ②	7 5 0 0	㎡	
	総床面積 (① + ②) ③	5 2 5 0 0	㎡	
事業所用家屋の所有者	住所又は所在地	福岡市中央区天神一丁目10番1号		
	氏名又は名称 (ビル等の名称)	○△不動産 ( )		
備考				

※新設又は廃止の年月日が確認できる書類(写し可)を添付して下さい。なお、新設の場合は図面も添付して下さい。

- ※ 算定期間：新設・廃止の日が属する事業年度（個人事業者の場合はその年の1月1日から12月31日）を記入してください。
- ※ 新設年月日：新設の日とは、営業開始の日（オープン日）ではなく、当該事業所等における事業の準備等を含む業務の開始日であり、通常賃貸借契約の契約期間の初日となります。
- ※ 従業者数：当該事業所の従業者数を記入してください。
- ※ 家屋番号：当該事業所用家屋の地番を記入してください。不明な場合は空白でも構いません。
- ※ 共用部分の床面積：事業所用家屋の一区画を利用している場合は、当該家屋の共用部分が按分される場合がありますので、事業所用家屋の所有者に確認してください。
- ※ 法人番号の記入が必要となります。個人の申告義務者については、個人番号の記入は不要です。

## 12. 事業所用家屋の貸付をしている方の申告

### (1) 申告義務者

事業所用家屋を貸し付けている場合には、次の申告期限までに「事業所用家屋の貸付申告書」を提出してください。（法 701 の 52②、条例 93 の 15②、③）

ア 新たに貸し付けを行うこととなったもの…貸し付けを行った日から 1 月以内

イ 申告した事項に異動が生じたもの…異動が生じた日から 1 月以内

### (2) 申告先

申告先は、福岡市長です。（法 701 の 52②、条例 93 の 15②、③）

郵送先・窓口は裏表紙の問い合わせ先のとおりです。

### (3) 申告事項

事業所用家屋の貸付申告書（次頁参照）により申告してください。申告書の用紙は法人税務課で配布・郵送しておりますが、福岡市ホームページからダウンロードすることも可能です。ダウンロードの方法は裏表紙をご覧ください。

### (4) 貸付申告書の記載要領

①欄「家屋の延べ床面積」登記すべき床面積を記入してください。

②欄「事業所用の床面積」入居者の延べ専用床面積のうち事業所部分の床面積（空室、自社使用分を含む。）を記入してください。

③欄「人の居住用の床面積」入居者の延べ専用床面積のうち居住用の床面積を記入してください。

④欄「延べ共用床面積」共用する床面積の合計を記入してください。

$$④=①-②-③$$

⑤欄「非課税に係る共用床面積」延べ共用床面積のうち非課税となる床面積を記入してください。（⑤=⑦+⑧+⑨+⑩）

⑥欄「按分の対象となる床面積」④欄の床面積から⑤欄の床面積を差し引いた床面積を記入してください。

⑦～⑩欄「非課税に係る共用床面積⑤の内訳」非課税対象施設は P41「1. 非課税対象施設一覧表」を参照してください。

⑦～⑨は家屋が特定防火対象物の場合のみ記入してください。

※ 申告義務者の法人番号の記入が必要となります。個人の申告義務者については、個人番号の記入は不要です。

(5) 事業所用家屋の貸付申告書 (記載例)

〔設 例〕 事業所用家屋の概要

- 1 建物の所在地 福岡市中央区天神一丁目8番1号
- 2 所有者 ××商会株式会社
- 3 所有者の所在地 福岡市中央区天神一丁目8番1号
- 4 用途 事務所
- 5 構造 鉄筋コンクリート造地上6階
- 6 床面積 (1) 家屋の延べ床面積 6,645.00 m<sup>2</sup>  
 (2) (1)のうち専用部分の床面積 6,000.00 m<sup>2</sup>  
 (3) (1)のうち共用部分の床面積 645.00 m<sup>2</sup>  
 (4) 非課税に係る共用床面積 85.00 m<sup>2</sup>  
 (5) 按分の対象になる共用床面積 560.00 m<sup>2</sup>

申告義務者が法人の場合は、法人番号の記入が必要となります。個人の申告義務者については、個人番号の記入は不要です。

家屋番号：不動産登記上の地番を記入してください。

① 固定資産税の評価床面積を記入してください。(固定資産税の納税通知書で確認できます。) 新築で評価床面積が不明の場合は、登記床面積を記入してください。

② 事業所等の専用床面積の合計を記入してください。家屋床面積のうち、業者等へ貸し付ける床面積(空室含む。)の合計(右頁の①の合計)となります。

③ 建物内に住居部分がある場合は、その専用床面積を記入してください。(事業所税は対象外です。)

④ 建物の共用部分の床面積となります。(④=①-②-③)

⑤ 共用部分のうち、事業所税が非課税となる床面積(⑦~⑩)の合計です。内訳を⑦~⑩に記入してください。

⑥ 各入居者に按分される共用床面積の合計です。(⑥=④-⑤)

⑩ 共用床面積のうち、⑦~⑨以外の非課税床面積については、P 41 をご参照ください。

(あて先) 福岡市長		年 月 日
(ふりがな) ××しょうかい かいふしきかいしや		法人番号 *****
申告者	氏名又は名称	××商会 株式会社
	法人の代表者氏名	福博 博太郎
	住所又は所在地	本店 福岡市中央区天神一丁目8番1号 (( ) - ) 支店 (( ) - )
	この申告に応答する担当者の氏名等	部署:経理課 ( ) - ) 氏名:博多 税一郎 内訳
福岡市市税条例第93条の15 第2項 第3項 の規定により、事業所用家屋の貸付状況等を申告します。		
貸付開始・異動年月日		
貸付けた事業所用家屋の概要	名称	××ビル 用途 事務所・店舗
	構造・階数	鉄筋コンクリート造 地上6階建 家屋番号 000-00
所在地		中央区 天神 一丁目8番1号
家屋の延べ床面積		① 6,645.00 m <sup>2</sup>
専用床面積の延べ床面積	事業所用の床面積	② 6,000.00
	人の居住用の床面積	③
共用床面積の延べ床面積	延べ共用床面積	④ 645.00
	非課税に係る共用床面積	⑤ 85.00
	按分の対象となる床面積 (④-⑤)	⑥ 560.00
非課税に係る共用床面積⑤の内訳	特定防火対象物である場合の消防用設備等	消防用設備等に係る共用床面積 ⑦ 20.00
	消防に関する施設等の床面積	全部が非課税となる床面積 ⑧ 25.00
		1/2が非課税となる床面積 ⑨ 40.00
	⑦~⑨ 以外の非課税となる床面積 (法第701条の34第 項第 号)	

注) 事業所用家屋全部について、貸付を廃止した場合は、標題の「開始、異動」を消して「廃止」の文字を記載して下さい。

⑦~⑨: 特定防火対象物に該当する場合のみ記入してください。  
 注) ⑨は、対象となる面積を1/2(小数点第3位以下切捨て)して面積を記入してください。  
 ※建物が該当するかどうかについては、P 47 の表、対象となる設備等は P 48 をご参照ください。  
該当しない場合は、非課税とはなりませんので、記入不要です。

貸付状況明細書

※ 明細書は、自社使用分、空室も含めて記入してください。

貸付状況明細書				建物の 名称	××ビル	頁 番号	1
階 (室番号)	入居者の氏名(名称) 入居者の住所(所在地)	専用床面積 ①	共用部分の按分 による加算 床面積 ②	計 (①+②) ③	申告事由 発生年月日		
1	〇〇株式会社 福岡市中央区……	300.00 m <sup>2</sup>	28.00 m <sup>2</sup>	328.00 m <sup>2</sup>	Ⓐ 異・出 R1.10.1	入居者の名称、住所(所在地)は 本社所在地を記入してください。	
1	△△株式会社(△△ストア) 東京都千代田区……	300.00 m <sup>2</sup>	28.00 m <sup>2</sup>	328.00 m <sup>2</sup>	Ⓐ 異・出 R1.10.1	共用床面積の按分計算 方法は、 (按分対象の共用床面積) ×〔(入居者の専用床面積) /(家屋の専用床面積)〕 左の事例の場合は、 560 m <sup>2</sup> × 300 m <sup>2</sup> / 6000 m <sup>2</sup> = 560 m <sup>2</sup> × 0.05 = 28.00 m <sup>2</sup> ※端数は小数点第3位以下 切捨て	
2	□□株式会社(□□薬局) 大阪市……	600.00 m <sup>2</sup>	56.00 m <sup>2</sup>	656.00 m <sup>2</sup>	Ⓐ 異・出 R1.12.1		
B1,3	有限会社×× 福岡市博多区……	900.00 m <sup>2</sup>	84.00 m <sup>2</sup>	984.00 m <sup>2</sup>	Ⓐ 異・出 R2.6.1	複数階を使用している入居者は まとめて記入してください。	
B1,4	株式会社〇〇 札幌市……	900.00 m <sup>2</sup>	84.00 m <sup>2</sup>	984.00 m <sup>2</sup>	入・Ⓐ 出 R2.8.1		
5,7	△△株式会社 名古屋市……	800.00 m <sup>2</sup>	74.66 m <sup>2</sup>	874.66 m <sup>2</sup>	Ⓐ 異・出 R2.4.1	空室、自社使用分は、 「空室」「自社使用」として 記入してください。	
6	□□株式会社 仙台市……	600.00 m <sup>2</sup>	56.00 m <sup>2</sup>	656.00 m <sup>2</sup>	Ⓐ 異・出 R1.10.1		
7	空室	200.00 m <sup>2</sup>	18.66 m <sup>2</sup>	218.66 m <sup>2</sup>	入・異・出	入居日、異動日(契約面積の 増減など)、退去日を記入して ください。 左の例では8階のフロアで (有)××が退去し、 (株)〇〇が入居しています。	
7,8	自社使用	400.00 m <sup>2</sup>	37.33 m <sup>2</sup>	437.33 m <sup>2</sup>	Ⓐ 異・出 R1.10.1		
8	有限会社×× 福岡市早良区……	0.00 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	入・異・出 R3.1.31	端数切捨て後の合計のため、 貸付申告書⑥(左頁の⑥)の 合計と一致しない場合にあり ます。	
8	株式会社〇〇 横浜市……	400.00 m <sup>2</sup>	37.33 m <sup>2</sup>	437.33 m <sup>2</sup>	Ⓐ 異・出 R3.2.1		
9	株式会社△△ 京都市……	600.00 m <sup>2</sup>	56.00 m <sup>2</sup>	656.00 m <sup>2</sup>	Ⓐ 異・出 R1.11.10		
合計(小計)		6,000.00 m <sup>2</sup>	559.98 m <sup>2</sup>	6,559.98 m <sup>2</sup>			

※ 立体駐車場が併設されている建物で、駐車場以外の事業所と共用部分が異なる場合  
については、駐車場部分だけの貸付申告書を別に作成することも可能です。

## 第三部 みなし共同事業

### 1. みなし共同事業とは

事業を行う法人又は個人が、「2. 特殊関係者の範囲」に掲げる親族その他特殊の関係のある個人や同族会社などの特殊関係者を有し、当該特殊関係者と同一家屋<sup>(※1)</sup>で事業が行われている場合（意思を通じて行われているものでなく、かつ事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合<sup>(※2)</sup>を除く）、その特殊関係者の事業は特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ、これらのものが連帯して納税義務を負うこととなります。（法 701 の 32②、法 10 の 2 ①、令 56 の 21②）

事業所税ではこれを「みなし共同事業」といいます。

(※1) 同一家屋とは、原則として固定資産税上一棟の家屋として扱われるものをいい、同一の敷地でも別棟の建物は同一家屋には該当しません。

(※2) みなし共同事業が適用されない場合とは、特殊関係者と特殊関係者を有する者が同一家屋において事業を行うことが「意思を通じて行われているものでなく」、かつ「事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合」を同時に充足する場合とされています。（令 56 の 21②かっこ書き）

「意思を通じて行われているものでなく」とは、特殊関係者と特殊関係者を有する者が、同一家屋において事業を行うことについて何ら意思の疎通もないと客観的に認められる場合をいい、具体的には都市再開発等公共事業に伴う権利床の取得等で結果的に同一家屋に同居した場合などを指します。特殊関係者を有する者と特殊関係者が同一家屋において事業を行う場合は、原則として意思を通じて行われているものとみなされます。

また、「事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合」とは、みなし共同事業の規定を適用しないことによる事業所税の負担の減少が不自然、不合理でないものと客観的に認められる場合を言い、具体的には事業所税の施行日（福岡市の場合は昭和 50 年 4 月 1 日）以前より同一家屋において事業を行っている場合とされています。

## 2. 特殊関係者の範囲

特殊関係者を有する者であるか否かを判断する為の特殊関係者の範囲は以下のとおりとなります。以下の「判定対象者」とは、特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者をいいます。

### (1) 個人である特殊関係者

判定対象者に対して特殊関係者となる個人は、次の“ア”から“オ”までのいずれかに該当するものとなります。（図中網掛けが特殊関係者）

ア 判定対象者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹（令 56 の 21①<sup>1</sup>）

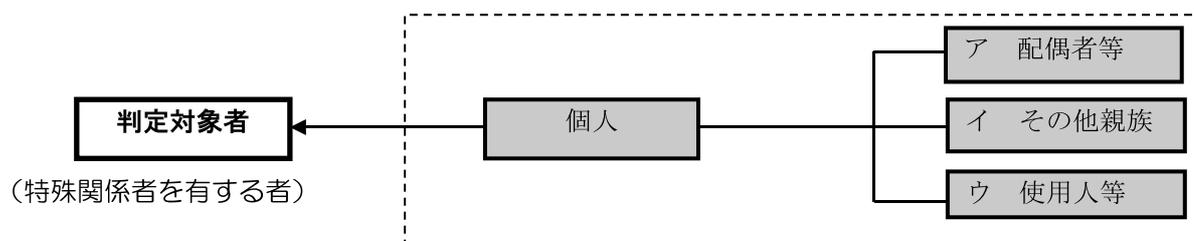
イ 判定対象者の親族（上記“ア”を除く 6 親等以内の血族及び 3 親等以内の姻族をいう。）で、下記“①”又は“②”に該当する者（令 56 の 21①<sup>2</sup>）

① 判定対象者と生計を一にする者

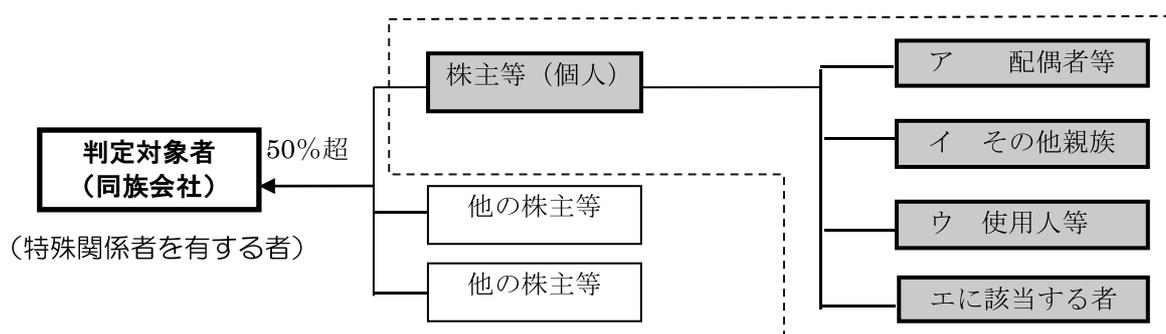
② 判定対象者から受ける金銭等により生計を維持している者

ウ 判定対象者の使用人、友人、縁故者等（上記“ア”及び“イ”を除く。）で、判定対象者から受ける特別の金銭等により生計を維持している者（令 56 の 21①<sup>3</sup>）

エ 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（“ア”及び“イ”に掲げる者を除く。）及びその者と“ア”から“ウ”のいずれかに該当する関係がある個人（令 56 の 21①<sup>4</sup>）



オ 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と“ア”から“エ”のいずれかに該当する関係がある個人（令 56 の 21①<sup>5</sup>）



## \* 同族会社

### 1 同族会社の定義（法人税法第2条第10号）

同族会社とは、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合はその会社を除く）の3人以下及びこれらと<sup>(※1)</sup>特殊な関係にある個人又は法人が、<sup>(※2)</sup>他の会社を支配している場合における当該他の会社とされています。

**(※1) 「特殊な関係にある個人又は法人」とは、法人税法施行令第4条第1項に掲げる株主等の親族・使用人等又は第2項各号に掲げる以下①～③の会社をいいます。**

- ① 同族会社の判定の基礎となる株主等が他の会社を支配している場合の当該他の会社
- ② ①の株主等及び会社が他の会社を支配している場合の当該他の会社
- ③ ①及び②の株主等及び会社が他の会社を支配している場合の当該他の会社

**(※2) 「他の会社を支配している場合」とは、他の会社の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は金額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合のほか、法人税法施行令第4条第3項各号に掲げる場合をいいます。**

### 2 同族会社の判定

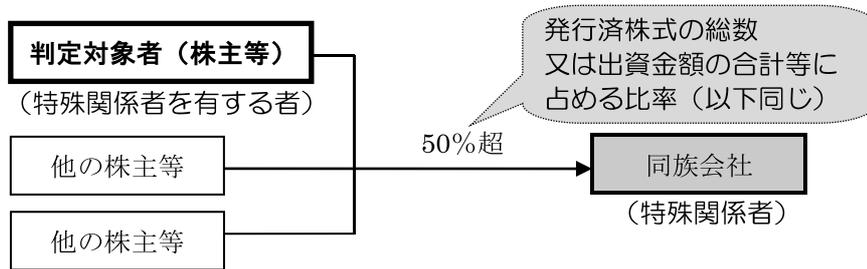
会社の一の株主等と特殊な関係にある個人又は法人がある場合はこれらを一つの株主グループとし、当該会社の発行済株式の総数又は出資金額の合計等に占める比率が最も高い株主又は株主グループから順位を付して、その第1順位から当該比率を順次加算し、第3順位までにはじめて50%を超える場合、それまでの株主又は株主グループを判定の基礎として、当該会社は同族会社となります。

したがって、第1順位までで50%を超えたときの第2順位及び第3順位、第2順位までで50%を超えたときの第3順位の株主又は株主グループは、その会社の同族会社の判定の基礎には該当しないこととなります。

### (2) 法人である特殊関係者

判定対象者に対して特殊関係者となる法人は、次の“ア”又は“イ”に該当する同族会社となります。（次頁図中網掛けが特殊関係者）

ア 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社（令 56 の 21①〔6〕）



イ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と（1）の“ア”から“エ”までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（令 56 の 21①〔7〕）

この適用については出資等の関係が複雑な場合が多いため、参考例を掲げます。

（例 1）同族会社の判定の基礎となる株主等の全部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社



※ 判定対象者は甲・乙・丙を判定の基礎として同族会社となり、Bという特殊関係者を有する者となりますが、一方で判定対象者はBに対する特殊関係者となります。（相互に特殊関係者を有する）

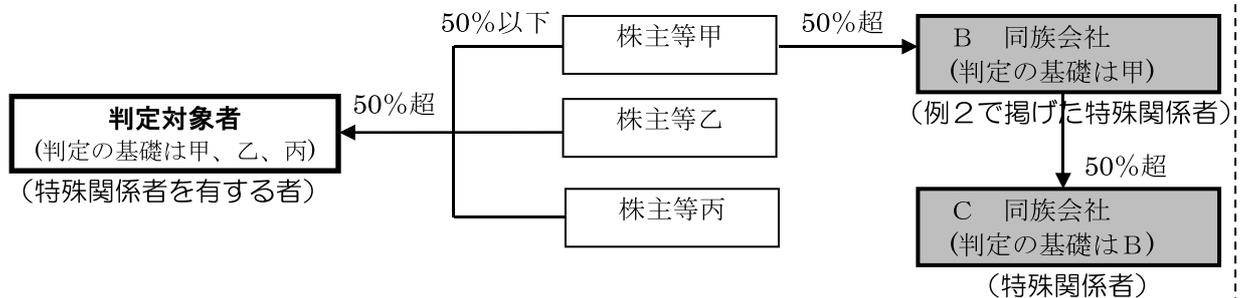
（例 2）同族会社の判定の基礎となる株主等の一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社



※ 判定対象者は甲・乙・丙を判定の基礎として同族会社であり、判定の基礎となる株主等の一部である甲を判定の基礎として同族会社となるBは特殊関係者となります。

一方、Bから見た場合、判定対象者についてはBの同族会社の判定の基礎となる株主等である甲だけでは判定対象者は同族会社とならないため、判定対象者はBの特殊関係者にはなりません。

(例3) 判定対象者の同族会社の判定の基礎となる株主等の全部又は一部を判定の基礎として同族会社となる他の会社を判定の基礎として同族会社となる他の会社 (図中C)

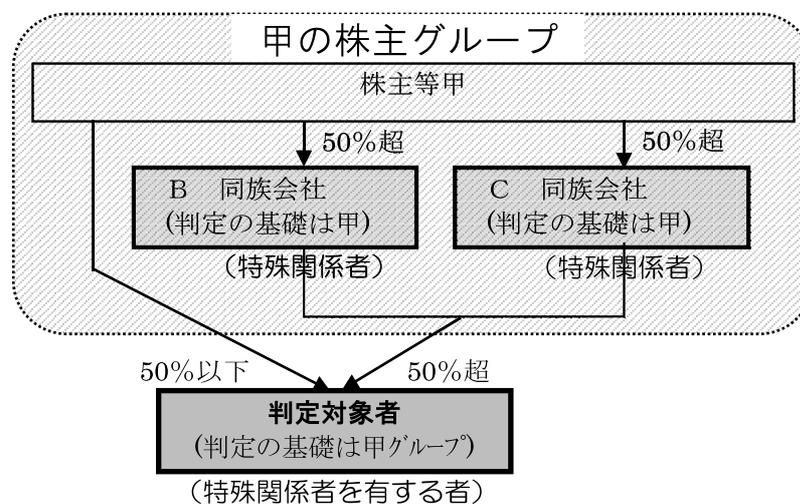


※ 判定対象者の同族会社の判定の基礎となる株主の一部である甲を判定の基礎としてBは同族会社であり、またCはBを判定の基礎とした同族会社であるため、B及びCはいずれも判定対象者の特殊関係者になります。

一方、Bから見た場合、CはBの特殊関係者となりますが、判定対象者についてはBの同族会社の判定の基礎となる株主等である甲だけでは同族会社とならないため、Bの特殊関係者にはなりません。

また、Cから見た場合、Cの同族会社の判定の基礎となる株主等であるBはC以外に特殊関係者を有しないことから、Cは特殊関係者を有しないこととなります。

(例4) 株主グループが同族会社の判定の基礎となる株主等となる場合



※ 上記の例では、判定対象者の発行済株式の総数又は出資金額の合計等に占める比率はBとCで50%超となりますが、BとCがいずれも甲を判定の基礎とした同族会社であるため、甲がその比率を問わず判定対象者の株主等である場合は、甲・B・Cが一つの株主グループとなって判定対象者の同族会社の判定の基礎となる株主等となります。このため、判定対象者は同グループを判定の基礎とする同族会社となります。

B・Cはいずれも判定対象者の同族会社の判定の基礎となる株主等の一部である甲を判定の基礎とする同族会社であることから、判定対象者の株主であると同時に特殊関係者となります。

したがって、判定対象者とB・Cは、相互に特殊関係者を有する者となります。

### 3. みなし共同事業における免税点の判定及び課税標準の算定

みなし共同事業が適用される場合の免税点の判定及び課税標準の算定につきましては、以下の取り扱いをすることとされています。

(1) 免税点（令 56 の 21⑤、令 56 の 75②）

特殊関係者を有する者の免税点判定は、共同事業とみなされる事業について自己が単独で行うものとして行います。したがって、特殊関係者を有する者と同一家屋内の特殊関係者の事業所床面積及び従業者数を合算して判定することとなります。

なお、免税点の判定は特殊関係者を有する者の課税標準の算定期間の末日現在により行うこととされています。

※特殊関係者を有する者が、その他福岡市内に自己の事業に係る事業所等を有する場合は、その事業所床面積及び従業者数も合算して判定することとなります。

(2) 課税標準（令 56 の 51②）

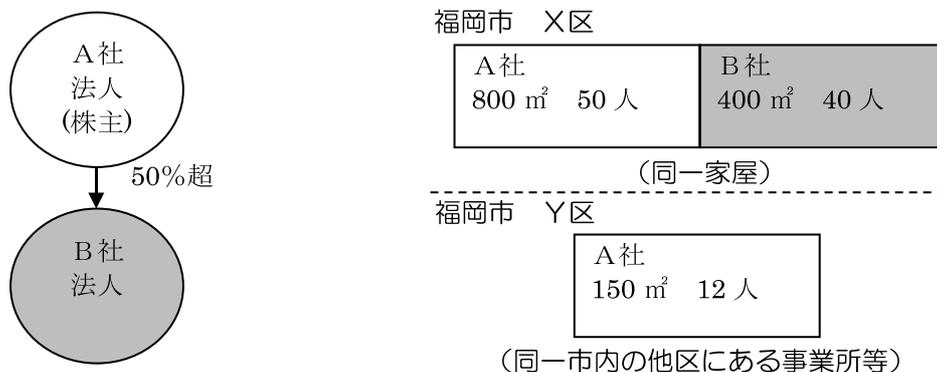
共同事業とみなされる事業にかかる課税標準の算定は、特殊関係者が単独で行うものとみなして算定します。したがって、自己が行う事業のみにかかる事業所床面積及び従業者給与総額により算定することとなります。

### 4. 免税点の判定及び課税標準の算定の事例

ここでは、2（2）に掲げる、法人の特殊関係者を有することによってみなし共同事業が適用になる場合の、免税点判定及び課税標準の算定の事例を示します。

※図の  が、共同事業とみなされる部分となります。

【2.（2）“ア”に関する事例】



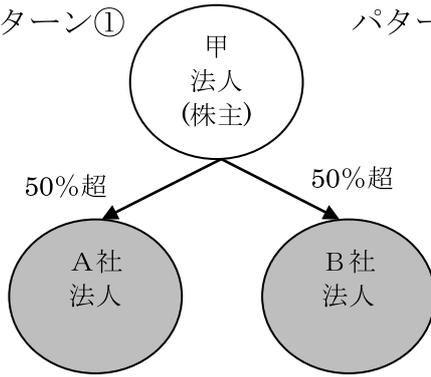
上記の場合、Aを判定対象者とする、BはAの特殊関係者であり、Aは特殊関係者を有する者となります。

他方、Bを判定対象者とする、Bは特殊関係者を有する者ではないため、Aの事業はBのみなし共同事業とはなりません。

免税点の判定 (かっこ書きは共同事業とみなされる他社の事業所等)		課税標準の算定	
A社	資産割 $800\text{ m}^2 + 150\text{ m}^2 + (400\text{ m}^2) = 1,350\text{ m}^2$ 《免税点超》 従業者割 $50\text{ 人} + 12\text{ 人} + (40\text{ 人}) = 102\text{ 人}$ 《免税点超》	資産割	$800\text{ m}^2 + 150\text{ m}^2 = 950\text{ m}^2$
B社	資産割 $400\text{ m}^2$ 《免税点以下》 従業者割 $40\text{ 人}$ 《免税点以下》	従業者割	A社の事業所等(62人)に係る給与総額
		資産割	なし
		従業者割	なし

【2. (2) “イ” (例1) に関する事例】 (相互に特殊関係者となる場合)

パターン①

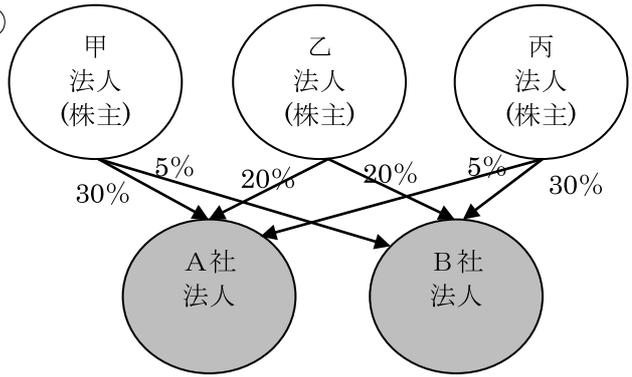


福岡市 X区

A社 400㎡ 20人	B社 800㎡ 50人
----------------	----------------

(同一家屋)

パターン②



福岡市 Y区

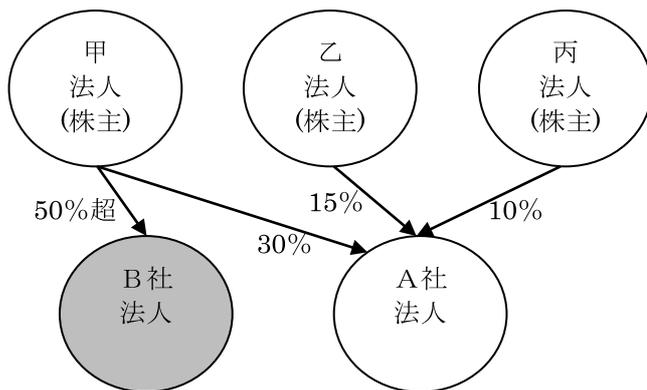
A社 500㎡ 40人
----------------

(同一市内の他区にある事業所等)

上記のパターン①、②いずれの場合についてもA・Bは相互に特殊関係者であり、同時に特殊関係者を有する者となります。

免税点の判定 (かっこ書きは共同事業とみなされる他社の事業所等)		課税標準の算定	
A社	資産割 400㎡+500㎡+(800㎡)=1,700㎡《免税点超》	資産割 400㎡+500㎡=900㎡	従業者割 A社の事業所等(60人)に係る給与総額
	従業者割 20人+40人+(50人)=110人《免税点超》	従業者割 なし	
B社	資産割 800㎡+(400㎡)=1,200㎡《免税点超》	資産割 800㎡	従業者割 なし
	従業者割 50人+(20人)=70人《免税点以下》	従業者割 なし	

【2. (2) “イ” (例2) に関する事例】 (一方のみ特殊関係者となる場合)



福岡市 X区

A社 400㎡ 30人	B社 500㎡ 40人
----------------	----------------

(同一家屋)

福岡市 Y区

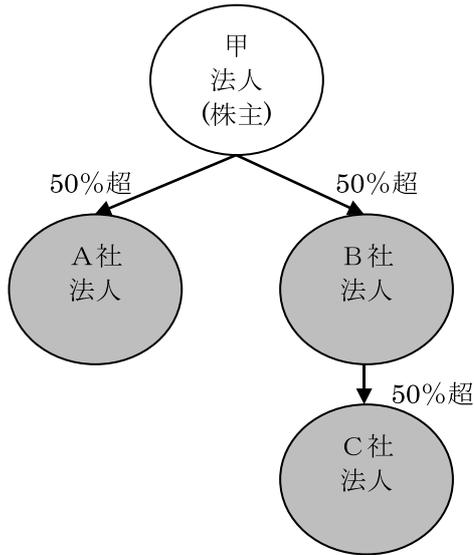
A社 300㎡ 20人
----------------

(同一市内の他区にある事業所等)

上記の場合、Aを判定対象者とするBはAの特殊関係者ですが、Bを判定対象者とするAはBの特殊関係者とはなりません。

免税点の判定 (かっこ書きは共同事業とみなされる他社の事業所等)		課税標準の算定	
A社	資産割 400㎡+300㎡+(500㎡)=1,200㎡《免税点超》	資産割 400㎡+300㎡=700㎡	従業者割 なし
	従業者割 30人+20人+(40人)=90人《免税点以下》	従業者割 なし	
B社	資産割 500㎡《免税点以下》	資産割 なし	従業者割 なし
	従業者割 40人《免税点以下》	従業者割 なし	

【2. (2) “イ” (例3) に関する事例】



福岡市 X区

A社 400 m <sup>2</sup> 30人	C社 100 m <sup>2</sup> 10人
------------------------------	------------------------------

(同一家屋)

福岡市 Y区

A社 200 m <sup>2</sup> 20人	B社 500 m <sup>2</sup> 35人	C社 400 m <sup>2</sup> 25人
------------------------------	------------------------------	------------------------------

(同一家屋)

福岡市 Z区

B社 300 m <sup>2</sup> 15人
------------------------------

(同一市内の他区にある事業所等)

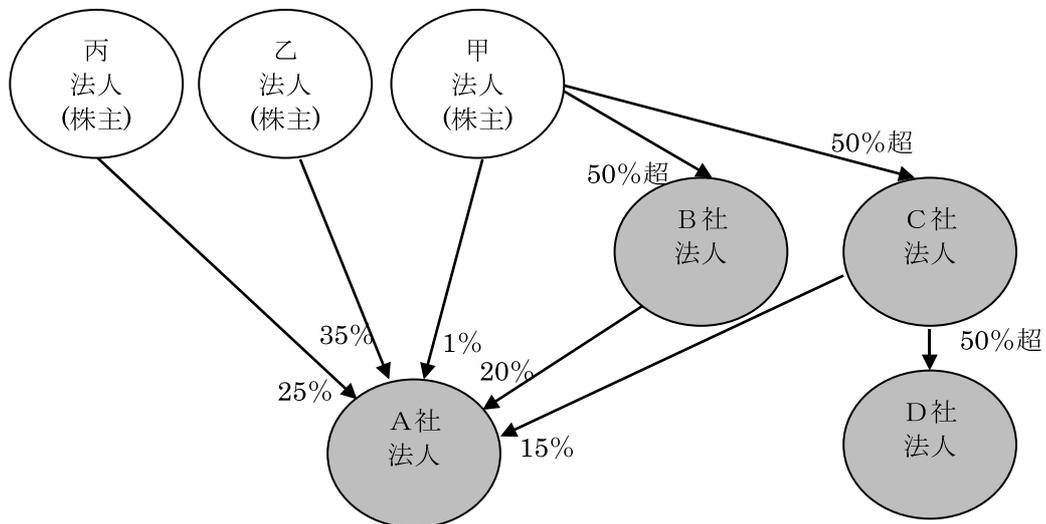
上記の場合、Aを判定対象者とするときB・CはAの特殊関係者であり、Aは特殊関係者を有する者となります。

また、Bを判定対象者とした場合もA・CはBの特殊関係者であり、Bは特殊関係者を有する者となります。

一方、Cを判定対象者とするとき、A・Bは特殊関係者ではないため、Cは特殊関係者を有する者とはなりません。

	免税点の判定 (かつこ書きは共同事業とみなされる他社の事業所等)	課税標準の算定
A社	資産割 $400\text{ m}^2 + 200\text{ m}^2 + (500\text{ m}^2) + (100\text{ m}^2 + 400\text{ m}^2) = 1,600\text{ m}^2$ 《免税点超》 従業者割 $30\text{人} + 20\text{人} + (35\text{人}) + (10\text{人} + 25\text{人}) = 120\text{人}$ 《免税点超》	資産割 $400\text{ m}^2 + 200\text{ m}^2 = 600\text{ m}^2$ 従業者割 A社の事業所等(50人)に係る給与総額
B社	資産割 $500\text{ m}^2 + 300\text{ m}^2 + (200\text{ m}^2) + (400\text{ m}^2) = 1,400\text{ m}^2$ 《免税点超》 従業者割 $35\text{人} + 15\text{人} + (20\text{人}) + (25\text{人}) = 95\text{人}$ 《免税点以下》	資産割 $500\text{ m}^2 + 300\text{ m}^2 = 800\text{ m}^2$ 従業者割 なし
C社	資産割 $100\text{ m}^2 + 400\text{ m}^2 = 500\text{ m}^2$ 《免税点以下》 従業者割 $10\text{人} + 25\text{人} = 35\text{人}$ 《免税点以下》	資産割 なし 従業者割 なし

【2. (2) “イ” (例4) に関する事例】



福岡市 X区

A社 150 m <sup>2</sup> 10 人	B社 250 m <sup>2</sup> 20 人	C社 400 m <sup>2</sup> 30 人	D社 100 m <sup>2</sup> 5 人
-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------------------------------

(同一家屋)

福岡市 Y区

A社 300 m <sup>2</sup> 30 人	C社 100 m <sup>2</sup> 5 人	D社 500 m <sup>2</sup> 40 人
-------------------------------	------------------------------	-------------------------------

(同一家屋)

上記の場合、B・Cが甲を判定の基礎とする同族会社であることから、甲・B・Cは甲の株主グループとしてAの第1順位の株主となり、第2順位の株主乙と併せてAの発行済株式の総数又は出資金額の合計等に占める比率が50%超となるため、Aは甲の株主グループと乙を判定の基礎とする同族会社となります。

Aを判定対象者とする、Aの同族会社の判定の基礎となる株主の一部である甲及びCに関して、それぞれを判定の基礎として同族会社となるB・C及びDは、いずれもAの特殊関係者となります。

Bを判定対象者とする、Bが株主の一部となっているA、Bの同族会社の判定の基礎となる株主甲を判定の基礎として同族会社となるC、さらにCを同族会社の判定の基礎となる株主とするDについてもBの特殊関係者となります。

Cを判定対象者とする、Bの場合と同様にA・B・Dが特殊関係者となります。

Dを判定対象者とする、Dの同族会社の判定の基礎となる株主Cを判定の基礎として同族会社となるAがDの特殊関係者となります。

免税点の判定 (かっこ書きは共同事業とみなされる他社の事業所等)		課税標準の算定
A社	資産割 $150\text{ m}^2+300\text{ m}^2+(250\text{ m}^2)+(400\text{ m}^2+100\text{ m}^2)$ $+ (100\text{ m}^2+500\text{ m}^2) = 1,800\text{ m}^2$ 《免税点超》 従業者割 10人+30人+(20人)+(30人+5人) $+ (5人+40人) = 140人$ 《免税点超》	資産割 $150\text{ m}^2+300\text{ m}^2 = 450\text{ m}^2$ 従業者割 A社の事業所等(40人)に係る給与総額
B社	資産割 $250\text{ m}^2+(150\text{ m}^2)+(400\text{ m}^2)+(100\text{ m}^2)$ $= 900\text{ m}^2$ 《免税点以下》 従業者割 20人+(10人)+(30人)+(5人) $= 65人$ 《免税点以下》	資産割 なし 従業者割 なし
C社	資産割 $400\text{ m}^2+100\text{ m}^2+(150\text{ m}^2+300\text{ m}^2)+(250\text{ m}^2)$ $+ (100\text{ m}^2+500\text{ m}^2) = 1,800\text{ m}^2$ 《免税点超》 従業者割 30人+5人+(10人+30人)+(20人) $+ (5人+40人) = 140人$ 《免税点超》	資産割 $400\text{ m}^2+100\text{ m}^2 = 500\text{ m}^2$ 従業者割 C社の事業所等(35人)に係る給与総額
D社	資産割 $100\text{ m}^2+500\text{ m}^2+(150\text{ m}^2+300\text{ m}^2)$ $= 1,050\text{ m}^2$ 《免税点超》 従業者割 5人+40人+(10人+30人)=85人《免税点以下》	資産割 $100\text{ m}^2+500\text{ m}^2 = 600\text{ m}^2$ 従業者割 なし

## 5. みなし共同事業に係る明細書の記載要領

みなし共同事業が適用される場合、事業所税申告書には「みなし共同事業に係る明細書」を添付して提出してください。

### 《記載要領》

- 1 この明細書は、みなし共同事業が適用される事業所用家屋ごとに作成してください。
- 2 課税標準の算定期間の末日  
この申告にかかる貴社の課税標準の算定期間の末日を記入してください。
- 3 事業所床面積及び従業員数
  - (1) 貴社（判定対象者）  
当該事業所用家屋の事業所床面積及び従業員数を記入してください。
  - (2) みなし共同事業に係る共同事業者の名称又は氏名  
同一の事業所用家屋で事業を行うすべてのみなし共同事業に係る共同事業者の事業所床面積及び従業員数を記入してください。
  - (3) 事業所床面積及び従業員数は、いずれもこの申告に係る貴社の課税標準の算定期間の末日現在で記入してください。
- 4 合計  
事業所用家屋ごとに作成した明細書の合計（貴社＋みなし共同事業に係る共同事業者）と貴社のその他市内事業所との合計により免税点を判定してください。

#### ※みなし共同事業とは

事業を行う法人又は個人（以下、「事業主」という。）は、市内における事業所の床面積又は従業員数の合計がそれぞれ免税点（資産割は1,000㎡、従業員割は100人）を超えている場合に、事業所税の申告と納付が必要となります。

ただし、事業主に特殊関係者が存在し、その特殊関係者が同一の家屋内で事業を営んでいる場合は、当該特殊関係者の事業は事業主の共同事業とみなされ、事業主と特殊関係者の事業所床面積又は従業員数の合計で免税点を判定します。これを「みなし共同事業」と呼んでいます。

なお、税額を計算するための課税標準は、事業主の単独の事業所床面積又は従業員給与総額となります。

### 《記載例》【2.（2）“イ”（例3）に関する事例】におけるB社の場合

#### みなし共同事業に係る明細書

福岡市

みなし共同事業の対象となる事業所用家屋の所在地、ビル名等を記入してください。		課税標準の算定期間の末日		××年 ×月××日				
みなし共同事業の対象となる事業所用家屋の所在地		福岡市Y区OO×丁目××番××号		事業所用家屋の名称（ビル名等）		△△ビル		
区分	専用床面積① 共用床面積②	事業所床面積 ③（①+②）	非課税床面積 ④	差引床面積 ⑤（③-④）	従業員数 ⑥	非課税者数 ⑦	差引人数 ⑧（⑥-⑦）	備考
貴社（判定対象者）	417.75	みなし共同事業の対象となる事業所用家屋で貴社が使用している床面積及び従業員数を記入してください。						
みなし共同事業に係る共同事業者の名称又は氏名	B株式会社	82.25 ㎡	500.00	0.00	500.00	35	0	35
	A株式会社	167.10 ㎡	200.00	0.00	200.00	20	0	20
		32.90 ㎡						
	C株式会社	334.20 ㎡	400.00	0.00	400.00	25	0	25
65.80 ㎡								
	㎡	㎡	㎡	㎡	人	人	人	
	㎡							
家屋合計		事業所床面積（⑤の合計）		1,100.00	従業員数（⑥の合計）		80	

共同事業者とみなされる特殊関係者の範囲については、「事業所税申告のしおり」第三部又は地方税法施行令第56条第21項を参照してください。

みなし共同事業における事業所床面積の合計は貴社の事業所床面積とみなされ、その他の市内の貴社事業所床面積との合計が1,000㎡を超える場合は、事業所税（資産割）の申告納付が必要です。

みなし共同事業における従業員は貴社の従業員とみなされ、その他市内の貴社事業所の従業員数との合計が100人を超える場合は、事業所税（従業員割）の申告納付が必要です。

## 第四部 非課税、課税標準の特例及び減免対象施設一覧表

### 1. 非課税対象施設一覧表（令和7年4月1日現在）

【法701条の34】（表中の○印が非課税該当）

適用条項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第1項	国、地方公共団体、独立行政法人その他公共法人	○	○	日本放送協会等（法人税法別表第1に掲げる法人）
第2項	公益法人等又は人格のない社団等が行う非収益事業	○	○	法人税法別表第2に掲げる法人（学校法人、宗教法人、商工会議所、公益財団法人等）、防災街区整備事業組合、認可地縁団体、マンション敷地売却組合、法人である政党等、特定非営利活動法人、人格の無い社団等
第3項 第3号	「博物館法」第2条第1項に規定する博物館その他特定の教育文化施設（第3項第10号の4に該当するものを除く。）	○	○	図書館法第2条第1項に規定する図書館、学校教育法附則第6条に規定する幼稚園
第3項 第4号	「公衆浴場法」第1条第1項に規定する公衆浴場で特定のもの	○	○	物価統制令第4条の規定により県知事が入浴料金を定める公衆浴場
第3項 第5号	「と畜場法」第3条第2項に規定すると畜場	○	○	
第3項 第6号	「化製場等に関する法律」第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	
第3項 第7号	「水道法」第3条第8項に規定する水道施設	○	○	水道のための取水、貯水、導水、浄水、送水、配水等の施設
第3項 第8号	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書による市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	
第3項 第9号	「医療法」第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所、「介護保険法」第8条第28項に規定する介護老人保健施設のうち医療法人が開設するもの及び同条第29項に規定する介護医療院で医療法人が開設するもの並びに看護師、准看護師、歯科衛生士その他特定の医療関係者の養成所	○	○	病院、診療所、保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、臨床検査技師の養成所
第3項 第10号	「生活保護法」第38条第1項に規定する保護施設で特定のもの	○	○	救護施設、更生施設、医療保護施設等

適用条項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 3 項 第10号の2	「児童福祉法」第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○	
第 3 項 第10号の3	「児童福祉法」第7条第1項に規定する児童福祉施設で特定のもの（第3項第10号の4に該当するものを除く。）	○	○	母子生活支援施設、保育所、児童養護施設等
第 3 項 第10号の4	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第6項に規定する認定こども園	○	○	
第 3 項 第10号の5	「老人福祉法」第5条の3に規定する老人福祉施設で特定のもの	○	○	養護老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設等
第 3 項 第10号の6	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○	
第 3 項 第10号の7	「社会福祉法」第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で特定のもの（第3項第10号から第10号の6に該当するものを除く。）	○	○	
第 3 項 第10号の8	「介護保険法」第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○	地域包括支援センター
第 3 項 第10号の9	「児童福祉法」第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	
第 3 項 第11号	農業、林業、漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で特定のもの	○	○	農産物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設
第 3 項 第12号	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設で特定のもの	○	○	ア 生産の用に供するもの イ 国の補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の貸付けを受けて設置される施設で、保管、加工、流通の用に供されるもの ウ 農林水産業者の研修のための施設、農林水産業者の経営の近代化又は合理化のための施設で農林水産業に関する試験研究のための施設

適用条項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 3 項 第14号	「卸売市場法」第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完する特定の施設	○	○	<p>ア 中央卸売市場、地方卸売市場</p> <p>イ 株式会社日本政策金融公庫法別表第1第9号の中欄に規定する付設集団売場の施設又は同号の下欄に規定する卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設で倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター、計算センターの施設</p> <p>ウ 卸売市場法施行規則第7条第5項の規定により卸売業者が福岡市に報告した、卸売市場外において卸売の用に供する生鮮食料品等を保管する施設</p>
第 3 項 第16号	<p>「電気事業法」第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する配電事業※、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業※の用に供する施設で特定のもの</p> <p>※令和4年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和4年以後の年分の個人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。</p>	○	○	電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設
第 3 項 第17号	<p>「ガス事業法」第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第6項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。）の用に供する施設で特定のもの</p>	○	○	ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設
第 3 項 第18号	「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で一定の事業（連携集積活性化事業）を行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの貸付けを受けて設置する施設で特定のもの	○	○	<p>ア 一定の事業</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第3条第1項第2号から第4号までに掲げる事業</p> <p>イ 特定の施設</p> <p>工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備で、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項に規定する中小企業者が行う連携集積活性化事業の趣旨に沿って利用される施設</p>

適用条項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 3 項 第19号	中小企業者が「総合特別区域法」第2条第2項第5号イに規定する国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資する事業又は同条第3項第5号イに規定する地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資する事業を行うため、市町村からの資金の貸付けを受けて設置した、共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備
第 3 項 第20号	「鉄道事業法」第7条第1項に規定する鉄道事業者又は「軌道法」第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	本来の事業に供する施設のうち事務所・発電施設以外の施設
第 3 項 第21号	「道路運送法」第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業、「貨物自動車運送事業法」第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、「貨物利用運送事業法」第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（当該第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業（特定の者の需要に応じてするものを除く。）に係る部分に限る。）を営業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの（第一種貨物利用運送事業は含まない。）	○	○	車庫、荷捌所、修理工場等本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
第 3 項 第22号	「自動車ターミナル法」第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で特定のもの	○	○	本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
第 3 項 第23号	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で、「航空法」第100条の許可を受けた者がその事業の用に供する施設で当該国際路線に係る特定のもの	○	○	航空機関係の施設で格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設、貨物取扱施設、整備用資材の保管のための施設等 旅客関係の施設で旅客カウンター、チケットロビー、キャッシャーーム、ロビー等（法701条の34第4項適用施設を除く）

適用条項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 3 項 第24号	「電気通信事業法」第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業（携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を用いて同条第3号に規定する電気通信役務を提供する事業を除く。）を営む者で特定のものが当該事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	事務所、研究施設、研修施設以外の施設
第 3 項 第25号	「民間事業者による信書の送達に関する法律」第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	
第 3 項 第25号の2	日本郵便株式会社が「日本郵便株式会社法」第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で特定のもの	○	○	
第 3 項 第26号	<p>勤労者の福利厚生施設で特定のもの</p> <p>ア 事業主等が経営する専らその雇用する勤労者の利用に供する福利厚生施設</p> <p>イ 国家公務員共済組合等が経営する専らこれらの組合員の利用に供する福利厚生施設</p> <p>ウ 農業協同組合等が経営する専らこれらの組合員の利用に供する福利厚生施設</p> <p>エ 公益社団法人等又は人格のない社団等が経営する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設</p> <p>オ ア～エの者から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設</p>	○	○	<p>従業者の福利厚生のために設置される保養所、体育館、美容室、理容室、喫茶室、食堂等</p> <p>なおロッカー室、浴場、仮眠室、喫煙室、控室等で業務上必要なものとし設置されている場合や、業務と兼用で使用されている場合は福利厚生施設には該当しません。</p> <p>例えば、制服着用義務がある場合の更衣室、夜勤交代者のための仮眠室等は、福利厚生施設には該当しません。</p> <p>また、事務室の一部をロッカー等で仕切っている更衣室など固定されていないものについても非課税施設にはなりません。</p>

適用条項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 3 項 第27号	「駐車場法」第2条第2号に規定する路外駐車場 場で特定のもの	○	○	<p>道路の路面外に設置される路外駐車場の内、利用者が限定されず、一般公共の用に供されるもの（有料無料を問わない。）をいいます。</p> <p>具体的には、</p> <p>ア 都市計画において定められたもの</p> <p>イ 「駐車場法」第12条の規定による届出に係るもの</p> <p>ウ 次に掲げる施設から概ね200m以内の距離に設置されるもので、不特定多数者の利用に供されるもの</p> <p>(a) 駅等の交通施設</p> <p>(b) 美術館、図書館、博物館等の文化施設</p> <p>(c) 都道府県庁、市役所等の公的施設</p> <p>(d) 商店街、大型店舗</p> <p>(e) 病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学</p> <p>(f) その他公益上必要な施設</p> <p>また、非課税施設の対象となる部分は駐車部分に加えて、関連する車路及び料金徴収所及びターンテーブル等も含まれます。</p>
第 3 項 第28号	原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で「都市計画法」第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○	
第 3 項 第29号	東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)が「高速道路株式会社法」に規定する事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	事務所以外の施設
第 4 項	「消防法」第17条第1項の防火対象物のうち、百貨店、ホテル等多数の者が出入りする施設（「附表1」に掲げる特定防火対象物）に設置される「附表2」に掲げる消防用設備等及び防災施設等	○	×	「附表1」特定防火対象物（P47）及び「附表2」消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設（P48）参照
第 5 項	「港湾運送事業法」第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	×	○	労働者詰所及び現場事務所に従事する者の従業者給与総額

## 附表 1 特定防火対象物（法 701 条の 34④関連）

※ 本表は消防法施行令別表第 1 からの抜粋です。

※ 非課税が適用されるのは、下記施設の特定防火対象物に次頁の消防用設備等が設置された場合に限ります。

消防法区分	建 物 用 途
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに本表(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。） ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロに掲げるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロに掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（ロに掲げるものを除く。） ニ 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階（16の2に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

## 附表2 消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設（法701条の34④関連）

※ 非課税の対象となるのは、下記施設が床を占有する部分に限ります。

※ 消防用設備等及び防災施設等においては、消防法又は建築基準法に基づき設置されかつそれらの基準に適合しているものに限ります。

		非課税の対象施設	非課税割合	
消防用設備等	1. 次の設備に係る水槽の設置部分	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水槽	全部	
	2. 次の設備のポンプ室*1	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備	全部	
	3. 次の設備の非常電源又は予備電源の電源室*1、パイプスペース及び電気配線シャフトの部分	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用照明装置、非常用エレベーター、漏電火災報知機、連結送水管	全部	
	4. 総合操作盤その他の消防用設備等の操作機器の設置部分		全部	
	5. 次の設備の消火薬剤の貯蔵庫又は消火剤貯蔵容器等の貯蔵庫等	泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	全部	
	6. 動力消防ポンプ設備の格納庫		全部	
	7. 消火栓箱、消火用具の格納箱等		全部	
防災に関する施設等	8. 避難器具の設置部分		全部	
	9. 排煙設備の風道及び排煙機の設置部分		全部	
	10. 階段	(1) 特別避難階段の階段室及び附室		全部
		(2) 避難階段の階段室		
		(3) (1) 又は (2) 以外の直通階段で避難階へ通じるものの階段室		1/2
		(4) (1) ~ (3) 以外の階段室（防火区画されているものに限る。）		
	11. 廊下の部分		1/2	
	12. 避難階における屋外への出入り口部分	※原則として扉、壁等で区画されているもの	1/2	
	13. 非常用出入口のバルコニー部分		全部	
	14. 中央管理室（4. の部分を除く。）		1/2	
	15. 非常用エレベーター及び乗降ロビー		全部	
	16. 防火区画された部分	建築基準法施行令第112条第11項に規定された下記のもの (1) エレベーター、エスカレーター等の昇降路 (2) 吹抜き部分等	1/2	
17. 避難通路（市の火災予防条例に基づき設置され、有効幅員が確保されているもの）	(1) スプリンクラー設備の有効範囲内に設置されているもの	全部		
	(2) (1) 以外の避難通路	1/2		
18. 喫煙所（市の火災予防条例に基づき設置されたもの）		1/2		
19. その他（行政命令に基づき設置されているもの）	(1) 避難階段の附室の設置を命じられた場合の当該附室		1/2	
	(2) 屋内バルコニー等の設置を命じられた場合の当該バルコニー等			
	(3) 防災センター等の設置を命じられ、中央管理室の機能を維持するようにした場合の当該防災センター等			
	(4) 消防用器具、避難器具等の操作面積（行政命令により、その確保及び範囲が明定されているものに限る。）			

ご不明な点はお問い合わせください。

\*1

ポンプ室・電源室に非課税の設備と一般の設備が混在している場合は、非課税設備の占有面積に応じて室の面積を按分します。

## 2. 課税標準の特例対象施設一覧表（令和7年4月1日現在）

【法 701 条の 41】 （表中の数値は控除割合）

適用 条項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 1 項 第1号	「法人税法」第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫、労働金庫、商工組合、消費生活協同組合等（「法人税法」別表第3に掲げる法人）
第 1 項 第2号	「学校教育法」第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	経理専門学校、料理学校、美容・理容学校、洋裁・和裁学校 （学校法人又は「私立学校法」第64条第4項の法人が設置するものは非課税）
第 1 項 第3号	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で特定のもの（次号に掲げるものを除き、専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。）	3/4	×	ア 「水質汚濁防止法」第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び「下水道法」第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設 イ 「大気汚染防止法」第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物の排出抑制に資する施設 ウ 「大気汚染防止法」附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出、飛散する同項に規定する指定物質の排出、飛散の抑制施設 エ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設 オ 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第3条第14号に規定する廃油処理施設（同法第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設を除く。） カ 「ダイオキシン類対策特別措置法」第2条第2項に規定する特定施設から発生し又は排出されるダイオキシン類の処理施設

適用 条項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 1 項 第4号	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で一定の事業の用に供する施設で特定のもの	3/4	1/2	<p>「一定の事業」及び「特定の施設」</p> <p>ア 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の許可又は第15条の4の2第1項の認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業 上記の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>イ 「広域臨海環境整備センター法」第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業 上記の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>ウ 「浄化槽法」第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業 上記の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>エ 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業 上記の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p>
第 1 項 第5号	「家畜取引法」第2条第3項に規定する家畜市場	3/4	×	
第 1 項 第6号	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で特定のもの	3/4	×	国、地方公共団体の補助又は(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設
第 1 項 第7号	みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で特定のもの	3/4	×	包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設

適用 条項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 1 項 第8号	木材取引のための市場で特定のもの又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とするもの若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設	3/4	×	木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期的に又は継続して開場され、かつ、売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの
第 1 項 第9号	「旅館業法」第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業用に供する施設で特定のもの (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く。)	1/2	×	客室、食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。)、広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。)、ロビー、浴室、厨房、機械室、玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室、ランドリー室 (法第701条の34第4項に規定する非課税施設を除く。)
第 1 項 第10号	「港湾法」第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第5号、第7号又は第8号の2に掲げる施設で特定のもの	1/2	1/2	ア 航行補助施設のうち港務通信施設 イ 旅客施設のうち旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所 ウ 船舶役務用施設のうち船舶のための給水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理施設、船舶保管施設
第 1 項 第11号	「港湾法」第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第6号又は第8号に掲げる施設で特定のもの	3/4	1/2	港湾区域及び臨港地区内の上屋及び倉庫 (倉庫については倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限る。)
第 1 項 第12号	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	×	(第11号に掲げるものを除く。)
第 1 項 第13号	「港湾運送事業法」第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	×	(第11号に掲げるものを除く。)
第 1 項 第14号	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	×	(第11号及び第18号に掲げるものを除く。)

適用 条項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 1 項 第15号	「道路運送法」第3条第1号ハに掲げるタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	1/2	1/2	車庫、洗車施設、整備工場等事務所以外の施設
第 1 項 第16号	公共の飛行場に設置される施設で特定のもの (法第701条の34第3項第23号に掲げる非課税施設を除く。)	1/2	1/2	ア 航空機関係の施設のうち格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設、貨物取扱施設、整備用保管施設、地上作業用機材の整備のための施設、車庫、変電所及び配電所 イ 旅客関係の施設のうち旅客カウンター、チケットロビー、キャッシャールーム、遺失物保管室、手荷物取扱施設 ウ 無償で旅客又は一般公衆の用の供する施設のうち待合室、ロビー、通路、階段等
第 1 項 第17号	「流通業務市街地の整備に関する法律」に規定する流通業務地区内に設置される特定の施設	1/2	1/2	トラックターミナル、鉄道の貨物駅、倉庫、上屋、荷捌き場等
第 1 項 第18号	「流通業務市街地の整備に関する法律」に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	3/4	1/2	
第 1 項 第19号	「民間事業者による信書の送達に関する法律」第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	1/2	1/2	
第 2 項	「障害者の雇用の促進等に関する法律」第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて設置又は整備された事業所で、心身障がい者を多数雇用する特定の事業所において行う事業の用に供する施設で、法第701条の34に該当する非課税施設以外の施設	1/2	×	「特定の事業所」とは、以下のア、イの要件をいずれも満たすもの ア 下記により求められる人数が10人以上であること。 (常時雇用する心身障害者数) + (短時間労働重度心身障害者数) + (短時間労働心身障害者数の1/2) イ 下記により求められる割合が1/2以上であること。 {(常時雇用する重度心身障害者数×2) + (常時雇用する心身障害者数) + (短時間労働重度心身障害者数) + (短時間労働心身障害者数の1/2)} ÷ {(常時雇用する労働者数) + (短時間労働者数の1/2)}

## 【地方税法附則】（抜粋）

地方税法附則にも事業所税の課税標準の特例が規定されていますが、本市に関係のある条項のみ記載しています。

（適用期限がありますので、注意してください。）

適用 条項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
法附則 第33条 第5項	「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業又は調達安定化措置に係る事業の用に供する施設のうち農産加工品の生産の用に供する施設で一定のもの  （当該事業が法人の事業である場合には令和8年3月31日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には令和7年分まで）	1/4	×	
法附則 第33条 第6項	平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に政府から企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が行う認可外の事業所内保育施設	3/4	3/4	

### 3. 減免対象施設一覧表（令和7年4月1日現在）

【条例 93 条の 17①、規則 21 条①・別表第 4】

区 分	施 設		減免の割合等
学術文化の振興等に特に寄与すると認められる場合	1 「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を越える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設		資産割額の2分の1 及び 従業者割額の2分の1
	2 法第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設（以下「劇場等」という。）であって、右の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの	(1)チャリティーショー、その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演等がしばしば行われていることにより公益性を有していると認められる劇場等	資産割額の2分の1
		(2)主として定員制をとっている劇場等であって、舞台、舞台裏及び楽屋の部分（以下「舞台等の部分」という。）の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積より広大であると認められるもの	当該舞台等の部分に係る 資産割額の2分の1
	3 「道路交通法（昭和35年法律第105号）」第99条第1項に規定する指定自動車教習所		資産割額の2分の1 及び 従業者割額の2分の1
	4 「道路運送法（昭和26年法律第183号）」第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該事業の用に供する施設。ただし、その者が当該事業の用に供するバスの全部又は一部を、「学校教育法」第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。		当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数を当該事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数で除して得た数に2分の1を乗じて得た割合を、 資産割額及び従業者割額にそれぞれ乗じて得た額

区 分	施 設	減免の割合等
中小企業対策等の産業振興政策上、特に配慮の必要があると認められる場合	1 「酒税法（昭和28年法律第6号）」第9条第1項に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割額の2分の1
	2 法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設であって、当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下である場合の当該施設	資産割額及び従業者割額の全部
	3 「農林中央金庫法（平成13年法律第93号）」に規定する農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	資産割額及び従業者割額の全部
	4 果実飲料の日本農林規格（平成10年農林水産省告示第1075号）第1条に規定する果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年農林水産省告示第567号）第2条に規定する炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3,000㎡以下のものに限る。）	資産割額の2分の1
	5 ビルの室内清掃、施設管理等の事業を行うものがその本来の事業の用に供する施設	当該事業に従事する者に係る従業者割額の全部
	6 列車内において食堂及び売店の事業を行うものがその本来の事業の用に供する施設	当該事業に従事する者に係る従業者割額の2分の1
	7 古紙の回収の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	資産割額の2分の1
	8 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者がその本来の事業に係る製品又は商品の保管のために要する施設	資産割額の2分の1
	9 ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専門の者に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者であつて、旧「中小企業近代化促進法（昭和38年法律第64号）」第2条に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管の用に供する施設（織物の製造を行う者にあつては、製造の準備の用に供する施設を含む。）	資産割額の2分の1
	10 地方税法第701条の41第1項の表の第11号、13号、14号又は18号に掲げる施設のうち、「倉庫業法（昭和31年法律第121号）」第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は「港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）」第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋であつて、これらの施設に係る事業所床面積（本市の区域内に存する施設に係るものに限る。）の合計床面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000㎡未満であるもの	資産割額及び従業者割額の全部
	11 野菜又は果実（梅に限る。）のつけ物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業の用に供する施設以外の施設	資産割額の4分の3
その他公益上特に配慮の必要があると市長が認める場合	市長が必要と認める額	

# 事業所税の申告・申請・納付は eLTAXをご利用ください

eLTAXなら、  
電子申告・申請、  
電子納付が  
可能です。

## エルタックス 《eLTAXとは》

eLTAX(読み:エルタックス)とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して、電子的に行うシステムです。

## 《eLTAXのメリット》

### ①窓口での手続きがなくなります

- 電子申告、電子申請・届出、電子納付の手続きをオフィスや自宅のパソコンから行うことができます。
- eLTAXを利用している複数の地方公共団体への申告をまとめて送信、一括で電子納付をすることができます。

### ②申告書の作成をサポートします

- 無料ソフトのPCdeskピーシーデスクで名称・所在地・前回申告税額の自動入力機能や、税額の自動計算機能により、申告書作成が簡単にできます。
- 市販の税務会計ソフトで作成したデータが使えます。(eLTAX対応ソフトのみ)

## 《利用可能な手続き》

※eLTAXのご利用には、利用者IDが必要です。

### 電子申告

- ・納付申告
- ・免税点以下申告
- ・事業所用家屋貸付等申告

### 電子申請・届出

- ・事業所等新設、廃止申告

### 電子納付

- ・本税
- ・延滞金
- ・加算金

## 利用の手続き、お問い合わせはこちらから

エルタックス

検索

利用開始の手続きはこちらから  
[eLTAXホームページ](#)

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

ご不明点等はこちらから  
[eLTAXよくあるご質問](#)

<https://eltax.custhelp.com/>

発行 令和7年4月1日  
福岡市財政局 税務部 法人税務課  
TEL 092-292-2486 (直通)  
FAX 092-292-4173

## 事業所税関係様式のダウンロードサービスのご案内

福岡市役所のホームページから

事業所税に係る申告書などの関係様式をダウンロードすることができます。

サイトへのアクセス方法は以下のとおりです。

### 1. 福岡市役所のトップページからアクセスする方法

- ① 福岡市役所ホームページ <https://www.city.fukuoka.lg.jp> を開きます。
- ② 「届出・証明・税金」をクリック
- ③ ページ内メニュー「税金」をクリック
- ④ 「3. 様式のダウンロード」をクリック
- ⑤ 「(5) 事業所税」をクリック

### 2. 検索サイトから直接アクセスする方法

- ① 検索サイトから「福岡市 事業所税」と検索してください。

福岡市 事業所税

検索

- ② 検索結果から、「事業所税関係様式のダウンロードサービス」をクリック

◇上記サイトからダウンロードできる様式は下記のとおりです。

- 事業所税申告のしおり (PDF)
- 事業所税申告書類 (PDF、Excel※自動計算しません。)
  - ・ 事業所税申告書
  - ・ 事業所等明細書
  - ・ 非課税明細書
  - ・ 課税標準の特例明細書
  - ・ 共用部分の計算書
- 事業所税の減免申請書 (PDF)
- みなし共同事業に係る明細書 (PDF、Excel)
- 事業所税の納付書 (PDF、Excel)
- 事業所税の更正請求書 (PDF、Excel)
- 事業所等の新設 (廃止) 申告書 (PDF)
- 事業所用家屋の貸付申告書 (PDF、Excel)
- 事業所用家屋の貸付状況申告のしおり (PDF)

#### 【お問い合わせ先】

〒812-8512

福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号

福岡市財政局 税務部 法人税務課

電話 (092)292-2486 (直通) FAX (092)292-4173

E-mail [jigyousyozei@city.fukuoka.lg.jp](mailto:jigyousyozei@city.fukuoka.lg.jp)